

平成 16 年度

包括外部監査の結果報告書

【川崎市環境局所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務
を行う財団法人川崎市公園緑地協会、財団法人川崎市リサイク
ル環境公社、株式会社川崎球場の出納その他の事務の執行】

川崎市包括外部監査人

大木 壮一

目 次

包括外部監査の結果報告.....	1
I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 監査対象年度.....	1
4. 監査対象部局.....	1
5. 事件（テーマ）を選定した理由.....	1
6. 外部監査の方法.....	2
(1) 監査要点.....	2
(2) 監査手続.....	2
7. 外部監査の実施期間.....	2
8. 外部監査人補助者の資格と人数.....	2
II. 川崎市環境局の概況.....	3
1. 川崎市環境局全般の概況.....	3
(1) 組織の概要.....	3
(2) 環境費の推移.....	4
2. 廃棄物の処理に関する事業の概要（生活環境部及び施設部）	5
(1) 企画調査事業.....	5
(2) 普及啓発事業.....	5
(3) ごみ関係事業.....	5
(4) し尿関係事業.....	5
(5) 浄化槽関係事業.....	6
(6) 廃棄物指導関係事業.....	6
(7) 廃棄物車両整備事業.....	6
3. 廃棄物処理の概況.....	7
(1) 環境局廃棄物処理関係施設の位置図.....	7
(2) 処理量.....	7
(3) 処理の流れ.....	8
(4) 施設.....	13
4. 緑に関する事業の概要（緑政部）	16
(1) 川崎市緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」	16
(2) 緑の保全事業.....	17
(3) 緑化の推進事業.....	18
(4) 市民健康の森事業.....	20
(5) 公園緑地事業.....	20
(6) 霊園事業.....	22
5. 出資法人の概況.....	22
(1) 財団法人川崎市リサイクル環境公社の概況.....	22
(2) 財団法人川崎市公園緑地協会の概況.....	24
(3) 株式会社川崎球場の概況.....	31
6. 財団法人川崎市リサイクル環境公社の管理運営受託施設の概況.....	35
(1) 王禅寺余熱利用市民施設（ヨネッティー王禅寺）	35
(2) 堤根余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）	36
(3) 川崎市橋リサイクルコミュニティセンター.....	36
(4) リサイクルビレッジ.....	36

(5) 川崎市南部リサイクルセンター	36
(6) 川崎市生活環境学習室	37
III. 外部監査の結果	38
1) 廃棄物の処理に関する事業	38
1. 特殊勤務手当	38
(1) 概要	38
(2) 監査手続	39
(3) 監査結果	39
2. 給料の調整額	39
(1) 概要	39
(2) 監査手続	39
(3) 監査結果	39
3. ごみ処理手数料の未納	40
(1) 概要	40
(2) 監査手続	41
(3) 監査結果	41
2) 財団法人川崎市リサイクル環境公社	42
1. 公社に対する空き缶・ペットボトル及び空き瓶の資源化処理業務	42
(1) 概要	42
(2) 監査手続	42
(3) 監査結果	42
2. 廃食用油回収委託契約	44
(1) 概要	44
(2) 監査手続	44
(3) 監査結果	44
3. 費用弁償（旅費）	44
(1) 概要	44
(2) 監査手続	45
(3) 監査結果	45
4. 運営補助金	45
(1) 概要	45
(2) 監査手続	45
(3) 監査結果	45
5. 余熱利用施設を利用した自主事業（文化活動事業）	46
(1) 概要	46
(2) 監査手続	46
(3) 監査結果	47
6. 現金過不足の対応(王禅寺余熱利用市民施設)	47
(1) 概要	47
(2) 監査手続	47
(3) 監査結果	47
3) 緑に関する事業	48
1. 料金収納業務	48
(1) 概要	48
(2) 監査手続	49
(3) 監査結果	49
2. 契約事務	50

(1) 概要.....	50
(2) 監査手続.....	50
(3) 監査結果.....	50
3. 公園用地の取得.....	51
(1) 概要.....	51
(2) 監査手続.....	51
(3) 監査結果.....	52
4) 財団法人川崎市公園緑地協会.....	53
1. 受託事業.....	53
(1) 概要.....	53
(2) 監査手続.....	53
(3) 監査結果.....	53
2. 財団法人川崎市公園緑地協会屋上緑化等助成事業.....	54
(1) 概要.....	54
(2) 監査手続.....	54
(3) 監査結果.....	54
3. 川崎市民有地緑化推進事業補助金.....	55
(1) 概要.....	55
(2) 監査手続.....	55
(3) 監査結果.....	55
4. 公園事業特別会計（駐車場の運営）.....	56
(1) 概要.....	56
(2) 監査手続.....	56
(3) 監査結果.....	57
5) 株式会社川崎球場.....	58
1. 富士見公園内川崎球場の管理許可.....	58
(1) 概要.....	58
(2) 監査手続.....	58
(3) 監査結果.....	58
2. 川崎球場に隣接する駐車場の運営業務.....	61
(1) 概要.....	61
(2) 監査手続.....	61
(3) 監査結果.....	61
3. 川崎市本庁舎等の駐車場の運営業務.....	62
(1) 概要.....	62
(2) 監査手続.....	62
(3) 監査結果.....	63
IV. 利害関係.....	64

包括外部監査の結果報告

1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び川崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

川崎市環境局所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人川崎市公園緑地協会、財団法人川崎市リサイクル環境公社、株式会社川崎球場の出納その他の事務の執行

3. 監査対象年度

原則として、平成 15 年度（必要に応じて、他の年度についても監査対象とする）

4. 監査対象部局

川崎市環境局
財団法人川崎市公園緑地協会
財団法人川崎市リサイクル環境公社
株式会社川崎球場

5. 事件（テーマ）を選定した理由

市民生活の利便性の向上、経済の発展と地球環境の保全を両立させ、将来のニーズを満たす能力を損なうことが無いような形で、現在のニーズも満足させる、持続可能な発展が 21 世紀の重要な課題となっている。企業の生産活動においても、利益の追求と環境保全は対立するという従来の考え方から、両者が同一の目標に向かった行動で、環境保全を行うことにより、最終的に利益の追求という目標も達成できる、という考え方に変化している。温室効果ガスの削減や循環型社会の形成は環境保全活動が経済効果をもたらす良い例といえる。一方、環境保全活動は必ずしも、経済的効果をもたらすものばかりでなく、国、地方公共団体、企業における環境保全コストは増加し続けている。

このような中、市民生活に密接にかかわる地域の環境から地球環境の保全に至るまでの活動を、効率的に行い、環境効率の向上を目指すためには、その役割を担う環境局所管部署の財務に関する事務の執行が適切に実施されていることが要求される。そこで、川崎市の環境局所管部署の財務に関する事務の執行及び財団法人川崎市公園緑地協会、財団法人川崎市リサイクル環境公社、株式会社川崎球場の出納その他の事務の執行について検討することが必要と判断し、テーマとして選定した。

6. 外部監査の方法

(1) 監査要点

事件を選定した理由をもとに、以下の項目について監査を実施した。

- ①職員等の給与が条例、規則等に基づき適切に処理されているか。特に、特殊勤務手当等は目的に合った処理がなされているか。
- ②補助金等及び委託料の要綱等が適切に作成され、交付手続は法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に処理されているか。
- ③補助金等の交付及び事業の委託が効果的になされているか。
- ④固定資産、設備及び貯蔵品の取得及び維持管理は適切に行われているか。
- ⑤ごみの収集業務は効率的に行われているか。
- ⑥ごみ処理料、使用料等は条例等の定めに基づいて算定され、適切に徴収されているか。
- ⑦公園の管理は効率的に行われているか。
- ⑧公園の整備は計画的に行われているか。また、住民ニーズは反映されているか。
- ⑨出資法人が川崎市から受託する事業を効率的に実施しているか。

(2) 監査手続

- ①人件費の支払状況を質問するとともに、関連帳票を入手して、その支払手続の妥当性を検証した。
- ②補助金等の交付申請から補助金等の確定までの一連の関連書類を調査し、適正な補助金の交付手続が執られているか、また、適切な精算手続がなされているかどうかについて検証した。
- ③委託に係る一連の手続に必要な文書を調査し、適正に契約が結ばれているか、また、適切な執行及び精算手続がなされているかどうかについて検証した。
- ④ごみ収集業務の現場、ごみ処理施設等を視察し、ごみ処理業務の適切性及び効率性について検証した。
- ⑤ごみ収集業務に関する支出状況の年次比較、諸比率比較、他の自治体との比較分析を実施した。
- ⑥緑化業務に関する支出状況の年次比較、諸比率比較、他の自治体との比較分析を実施した。
- ⑦公園管理現場を視察し、また公園管理事務所の管理事務状況を検証した。
- ⑧各種契約書類等を閲覧し、その必要性、契約事務の適正性を検証した。
- ⑨各種減免申請書類を閲覧し、関連する条例及び規則への準拠性を検証した。
- ⑩出資法人が川崎市から受託する事業について各種コスト分析を行なうことによりその効率性を検証した。
- ⑪出資法人が所管する施設につき、収支状況の年次比較、諸比率比較、他の施設との比較分析を実施した。

7. 外部監査の実施期間

平成16年8月2日から平成17年2月4日まで

8. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士	4名	(植木豊、大立目克哉、長澤一儀、山本亜紀)
会計士補	2名	(服部誠治、野見山茂)
環境コンサルタント	1名	(斎藤和彦)

II. 川崎市環境局の概況

1. 川崎市環境局全般の概況

(1) 組織の概要

(平成 16 年 3 月 31 日現在)

環境局	1,913
局長	1
総務部	34
総務部長	1
庶務課	16
労務課	9
環境調整課	8
環境評価室	10
緑政部	131
緑政部長	1
市民健康の森担当	2
緑政課	11
公園管理課	11
公園緑地課	13
南部公園事務所	15
中部公園事務所	19
西部公園事務所	19
北部公園事務所	20
霊園事務所	9
夢見ヶ崎動物公園	11
公害部	114
公害部長	1
化学物質担当	5
企画指導課	17
大気課	12
水質課	14
騒音振動課	8
自動車対策課	8
公害監視センター	12
公害研究所	37
生活環境部	1,212
生活環境部長	1
廃棄物企画担当	7
減量資源課	9
収集計画課	16
廃棄物指導課	25
南部生活環境事業所	171
川崎生活環境事業所	183
中原生活環境事業所	184
宮前生活環境事業所	330
多摩生活環境事業所	286
施設部	411
施設部長	1
計画・調整担当	3
リサイクルパークあさお	9
施設課	19
処理計画課	10
入江崎クリーンセンター	11
加瀬クリーンセンター	28
浮島処理センター	85
堤根処理センター	71
橘処理センター	93
王禅寺処理センター	72
浮島埋立事業所	9

(出典：環境局資料)

※表中の数字は人員数を示している。

(2) 環境費の推移

(単位：千円)

項 目		平成 13 年度	平成 14 年度 ①	平成 15 年度 ②	増減 ②-①	摘要
環境管理費	環境総務費	1,808,830	1,823,019	1,801,397	△21,622	
	環境企画費	51,021	—	—	—	(※1)
	環境影響評価費	11,391	11,528	11,669	141	
	余熱利用市民施設運営費	388,037	389,812	378,574	△11,238	
緑化費	緑化推進費	359,087	432,696	630,086	197,390	
	街路樹費	294,231	266,420	246,884	△19,536	
自然保護対策費	自然保護対策費	1,672,215	1,967,791	1,186,369	△781,422	(※2)
公園費	公園管理費	1,609,554	1,568,973	1,692,510	123,537	
	公園緑地施設費	9,661,931	4,973,417	2,930,277	△2,043,140	(※3)
	霊園費	146,287	600,188	1,509,244	909,056	(※4)
公害対策費	公害対策総務費	1,019,741	1,073,040	1,978,611	905,571	(※5)
	地盤沈下調査費	21,212	19,000	23,469	4,469	
	公害監視センター費	174,038	167,081	162,725	△4,356	
	公害研究所費	83,850	100,457	96,729	△3,728	
ごみ処理費	ごみ処理総務費	9,623,113	9,317,371	9,109,625	△207,746	
	生活環境普及費	400,820	342,975	370,815	27,840	
	道路清掃費	18,046	—	—	—	(※6)
	産業廃棄物指導費	409,957	161,178	145,669	△15,509	
	焼却場費	2,476,572	2,487,359	2,626,344	138,985	
	粗大ごみ処理場費	64,169	65,246	70,166	4,920	
	廃棄物海面埋立費	546,572	445,159	419,602	△25,557	
し尿処理費	し尿処理総務費	913,909	828,674	746,795	△81,879	
	浄化槽指導費	33,550	13,053	31,627	18,574	
	し尿処理場費	31,718	30,378	24,852	△5,526	
施設費	施設整備費	529,735	625,898	559,806	△66,092	
	施設建設費	3,714,130	1,915,778	11,762	△1,904,016	(※7)
合計		36,063,727	29,626,502	26,765,617	△2,860,885	

(出典：平成 13 年度、14 年度、15 年度川崎市一般会計歳入歳出決算 事項別明細書)

(※1) 組織再編成のため、平成 14 年度より他の目で計上している。

(※2) 平成 14 年度は等々力緑地用地、生田緑地用地の購入を行った。

(※3) 平成 14 年度は緑地保全地区で用地取得単独事業を行った。

(※4) 地震対策と規模拡張のため、緑ヶ丘霊堂の改修を行った。

(※5) 公害規制対策、ダイオキシン対策、ディーゼル車対策を国の補助に伴って行った。

(※6) 予算科目の統合により、平成 14 年度より他の目で計上している。

(※7) 平成 14 年度はごみ処理施設においてダイオキシン対策工事（合計約 19 億円）を行った。

2. 廃棄物の処理に関する事業の概要（生活環境部及び施設部）

（1）企画調査事業

- ①平成4年度に策定した「川崎市一般廃棄物処理基本計画」について、社会状況等の変化を踏まえた新たな施策を展開するべく、改訂作業を実施する。
- ②今後の廃棄物処理事業の見直しの基礎資料とするため、市民の家庭生活から排出されるごみの実態を調査する。また、よりよい事業運営を実施するため、廃棄物の収集運搬等の現状を調査する。
- ③廃棄物に係る施策について、川崎市の総合計画との整合を図る他、主要な事業について関係課と調整を図る。
- ④環境の保全に関する重要事項を総合的かつ専門的に調査審議するため、川崎市環境保全審議会廃棄物部会を設置し、運営する。
- ⑤『容器包装リサイクル法』その他の関連法の施行に伴う収集・処理体制の整備等に向け、国・県及び各種団体からの情報収集に努め、関係課と調整を図る。
- ⑥各種調査の結果に基づき、統計資料作成及び情報収集等を行い、月報、年報及び事業概要等の刊行物を発行し、また、廃棄物処理事業に関する照会・回答を行う。

（2）普及啓発事業

- ①市民の理解と協力を得て生活環境事業を円滑に推進するため、ごみの適正排出、減量等について、広報媒体等を利用して普及啓発活動を行う。また、必要に応じて報道機関に対し情報提供を行う。
- ②ポイ捨て防止への普及啓発、廃棄物不法投棄防止対策、事業系ごみの減量化及び『家電リサイクル法』施行に伴う普及啓発等の「クリーン化事業」を行う。
- ③川崎市、市民、事業者が一体となって資源循環型社会を構築することを目指し、リサイクル施設の運営、資源集団回収実施への支援、再利用品交換情報誌の発行、環境教育の推進等の施策を行う。
- ④ごみの減量や地域の環境美化への意識啓発を図り、生活環境行政への市民の理解と協力を得るため、「環境衛生週間」の行事を実施する。
- ⑤生活環境事業の円滑な推進を図るため、市民と行政のパイプ役として生活環境推進員を設け、市民の意見要望を幅広く聴取し、行政施策への反映に努める。
- ⑥廃棄物行政、都市緑化、公害対策、環境教育・環境学習の普及等の地域環境保全活動に尽力した市民等を表彰する（環境功労者表彰）。

（3）ごみ関係事業

ごみ処理事業及び廃棄物埋立事業を行う。これについては3.において詳述する。

（4）し尿関係事業

- ①し尿の収集・運搬・処理を行う。平成15年度は小型し尿車12車を配置し、収集方法については1地区を1車の責任で行う固定方式と1地区を集団で行う集団片押し方式で、1ヶ月2回の計画収集を行った。
- ②収集したし尿は、南部地区については入江崎クリーンセンターへ、北部地区についてはし尿中継・下水道投入施設（宮前生活環境事業所内）に、それぞれ運搬している。
- ③運搬されたし尿は夾雑物を除去し、下水二次処理水及び上水を使用して希釈した後、終末処理場に圧送及び送水している。
- ④駅前公衆トイレ18ヶ所及び公園等6ヶ所について清掃、維持管理を行う。

(5) 浄化槽関係事業

- ①『川崎市浄化槽指導要綱』に基づき、浄化槽設置時に維持管理及び清掃作業を考慮して審査を行い、検査及び指導を行う。
- ②浄化槽管理者に対して適正な維持管理の必要性をPRするとともに、法定検査の受検促進の指導に努め、また、立入検査により直接指導を行う。
- ③清掃車16車を配置して浄化槽の清掃を行う。収集した汚泥は入江崎クリーンセンター及びし尿中継・下水道投入施設に搬入され、全量を川崎市下水道処理施設へ送り処理している。
- ④雑排水を公共用水域等に放流される前に処理されるようにするため、合併処理浄化槽の設置推進を図る。
- ⑤市内に浄化槽を設置しようとする者に対し、その設置に必要な資金の助成及び貸付を行う。

(6) 廃棄物指導関係事業

- ①産業廃棄物に関する事業計画を策定する。
- ②廃棄物の有効利用を促進し、廃棄物の最終処分量の減量化を図るため、川崎商工会議所の協力を得て川崎市廃棄物交換システムを実施する。
- ③法の規定により、市内で産業廃棄物の処理を業として行おうとする者からの申請に基づき、書類審査、立入検査等を実施し、許可業務を行う。
- ④産業廃棄物処理施設の設置または変更についての許可、施設工事完了後使用前の検査を行い、施設に産業廃棄物処理責任者及び技術管理者を置くことを義務付ける。
- ⑤産業廃棄物の排出事業者、処理事業者から処理実績報告等を徴収する。また、産業廃棄物処理責任者等の設置、変更報告を徴収する。
- ⑥産業廃棄物の不適正な処分を未然に防止し、法に基づく適正な処理、処分を行わせるため、排出事業者及び処理業者に対して定期的に立入検査等を実施し、指導監視の徹底を図る。
- ⑦産業廃棄物の処理が不適正に行われた場合には、法違反行為者に対してその責任を厳しく追及し適正処理指導に努める。
- ⑧事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者に対し、減量等計画書の提出、一般廃棄物管理責任者の選任、廃棄物管理票の使用等を義務付ける等、適正処理の指導を行うとともに排出抑制、再利用等による減量化・資源化を図る。
- ⑨法の規定により、市内で一般廃棄物の処理を業として行おうとする者からの申請に基づき、書類審査、立入検査等を実施し、許可及び指導業務を行う。

(7) 廃棄物車両整備事業

- ①廃棄物処理事業の円滑な運営に資するため、安全を第一義とした上で特性を十分考慮し、性能がよく効率的で快適な廃棄物車両を求め、車両に関する資料の収集に努め調査・研究を行う。
- ②自動車の排ガスによる大気汚染防止対策としての低公害車の導入、全国初の鉄道によるごみ輸送事業開始に伴う鉄道輸送用専用車及びごみ中継車の導入等を行う。

3. 廃棄物処理の概況

(1) 環境局廃棄物処理関係施設の位置図



(出典：環境局資料)

(2) 処理量

①川崎市における廃棄物処理量の推移

(単位：t)

種別		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
家庭系ごみ	普通ごみ	356,354	356,409	355,396
	粗大ごみ	13,218	13,796	19,035
	空き缶	8,491	8,069	8,306
	空き瓶	11,429	11,582	11,859
	ペットボトル	1,466	1,503	2,485
	古紙	624	528	420
	雑金属類	3,522	3,610	4,246
	使用済み乾電池	232	266	290
事業系ごみ	大口扱	14,666	13,491	12,367
	自己搬入	103,631	115,653	116,036
道路清掃		837	1,216	1,187
合計		514,470	526,123	531,627

(出典：環境局事業概要－廃棄物編－、環境局資料)

過去3年間、川崎市における廃棄物処理量は漸増する傾向にあり、依然として高水準で推移している。

②他都市との比較（平成14年度）

（単位：t）

都市	収集量	処分量			
		総数	埋立	焼却	再資源化
札幌市	948,548	948,548	193,931	667,076	87,541
仙台市	444,200	444,200	7,726	398,461	38,013
千葉市	407,567	407,567	5,167	340,600	61,800
東京都区部	3,500,739	3,500,739	460,684	3,005,285	34,770
川崎市	526,123	526,123	—	498,018	28,105
横浜市	1,637,886	1,637,886	18,425	1,567,482	51,979
名古屋市	838,942	838,942	30,247	723,158	85,536
京都市	722,770	722,770	21,706	676,443	24,621
大阪市	1,663,752	1,670,162	—	1,641,914	28,248
神戸市	908,302	953,236	62,723	880,540	9,973
広島市	443,866	486,831	102,273	338,625	45,933
北九州市	512,028	607,983	103,794	491,011	13,178
福岡市	786,405	786,554	61,375	698,443	26,736

（出典：大都市比較統計年表）

川崎市の特徴として、混合収集で全量を焼却又は再資源化しており直接の埋立を行わないこと等が挙げられる。

(3) 処理の流れ

①収集・運搬

i) 普通ごみ

普通ごみは、粗大ごみ、空き缶、空き瓶、ペットボトル、雑金属類（平成16年度より小物金属。以下「雑金属類」という。）及び使用済み乾電池を除く厨芥及び紙くず等のごみであり、ステーションに排出されたものを、主にロードパッカー車（8m³車）により、月曜から金曜の間に「資源物の日」を除く4日収集している。収集方法には、容器による収集、透明・半透明袋による収集、コンテナ容器による収集がある。

事業系ごみについては、日量30kg以上排出する事業者（平成16年度より日量30kg未満の事業者を含めたすべての事業者）のごみは原則として川崎市は収集を行わず、事業者が自ら川崎市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に収集を委託することとしている。

ii) 粗大ごみ

一般家庭から排出される各種電化製品、家具調度品、古材、畳等の粗大ごみ、いわゆる耐久消費財については、申込みによる定日各戸収集を実施している。収集には専用車両（リフト車）を使用している。

粗大ごみとして排出される家庭電化製品のうち、人体に有害なPCB使用部品を含む電子レンジは事業者（メーカー）が点検し、これを除去あるいは使用していないことを確認した後、川崎市が収集する。

『特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）』の施行に伴い、平成13年4月1日から対象機器4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）については川崎市で収集せず、排出理由に関係なく、消費者（市民）から家電小売業者が回収するシステム「川崎方式」を導入した。

iii) 空き缶・空き瓶

廃棄物の減量化と再資源化を目的とした分別収集を実施するため、「資源物の日」の中で収集し、空き缶は透明・半透明袋によるペットボトルとの一括収集を行っている。また、空き瓶は専用の容器による収集を行っている。

iv) 雑金属類

週1回「資源物の日」に収集してきたが、平成16年度より「小物金属」として、粗大ごみと同様に申込により各戸収集を行うこととした。

v) 使用済み乾電池

生活環境の保全及び廃棄物の適正処理の推進を図るため、透明袋により分別排出してもらい、「資源物の日」に収集している。

vi) ペットボトル

事業者による自己回収と並行し、「資源物の日」の対象品目として分別収集を実施している。なお、透明・半透明袋による空き缶との一括収集を行っている。

vii) 道路ごみ

駅前広場・歩道等に設置してある公衆用くず入れのごみを道路ごみ収集車により収集し、また、川崎駅周辺等の掃き掃除を委託により実施している。

viii) 古紙収集

地域住民組織団体等による資源集団回収を基本としているが、補完的な業務として、ごみ集積所に排出された古紙類をごみ収集の際できるだけ回収する方法を実施している。

ix) 「資源物の日」の設定

「資源物の日」は、週のうち1日普通ごみを収集せず、空き缶・空き瓶等の資源物を集中的に収集する日である。この制度は、ごみの減量化・リサイクルの推進に向け市民の分別収集の一層の協力を得るため、空き缶・空き瓶等の収集日を統一したものである。

x) 家庭系ごみの「ふれあい収集」

普通ごみ、資源物及び粗大ごみを、自ら一定の場所まで持ち出すことのできない高齢者・障害者からの申請に基づき、対象者の玄関先などから直接収集するものである。

②中継輸送

i) コンパクタ・コンテナ方式中継輸送

加瀬クリーンセンターに設置したごみ圧縮機及びコンパクタ・コンテナを用い、直営により中型ごみ収集車約3台分のごみを1台の大型コンテナ車に圧縮・積替え、浮島処理センター等に輸送している。

平成15年度の搬入搬出実績と普通ごみの総量は次のとおりである。

搬入		搬出		普通ごみ総量
33,054 台	58,302 t	7,740 台	59,558 t	355,396 t

(出典：環境局資料)

ii) 鉄道輸送

市内から排出されるごみを4処理センターでバランスよく処理するため、北部地区から発生する普通ごみ（破碎可燃ごみ含む）、粗大ごみ及び焼却灰等の一部をJR貨物梶ヶ谷ターミナル駅から神奈川臨海鉄道末広町駅まで鉄道輸送し、川崎市の車両を用いて浮島処理センター及び浮島廃棄物埋立処分場まで運搬し処理している。現在は空き缶・空き瓶・ペットボトルについても輸送を開始し、JR貨物川崎貨物駅まで鉄道輸送後、南部リサイクルセンターにおいて資源化処理している。

平成15年度の鉄道輸送実績は次のとおりである。

	運搬量 (t)	コンテナ数 (個)
普通ごみ	28,637	4,553
粗大ごみ	3,170	4,212
焼却灰	30,353	3,835
空き缶	1,186	1,377
空き瓶	3,086	1,614

(出典：環境局資料)

③処理

i) 普通ごみ

普通ごみは、浮島、堤根、橘及び王禅寺の各処理センターにおいて直営により全量焼却しているが、焼却能力が南部地区に偏っている。

各処理センターは排ガス処理、排水処理を始め公害防止に最新技術を導入しているとともに燃焼管理を徹底するなど、公害防止に万全な運転を行っている。

ii) 粗大ごみ

市収集及び一部施設搬入される粗大ごみは、浮島及び橘処理センター粗大ごみ処理施設等において、せん断破碎機及び回転破碎機等で中間処理し、アルミ・鉄類を回収した後、可燃物は焼却処理している。

また、地球環境問題のひとつであるフロンガスによるオゾン層破壊防止の観点から、粗大ごみ処理施設に搬入された冷蔵庫及びルームエアコン（『特定家庭用機器再商品化法』の対象家電を除く。）に使用されている冷媒用フロンガスを回収し、神奈川県フロン回収機構に処理を委託している。

iii) 空き缶

空き缶は、南部リサイクルセンター、堤根処理センター空き缶・ペットボトル処理施設及び王禅寺処理センター空き缶処理施設（平成15年8月まで）において、財団法人川崎市リサイクル環境公社に委託し、選別（南部リサイクルセンター及び堤根処理センターでは一括収集したペットボトルも選別）、資源化処理している。この資源化処理（破袋→手選別→磁選・アルミ選別→圧縮成形）により圧縮成形したプレスアルミ及びプレススチールは売却している。

iv) 空き瓶

空き瓶は、南部リサイクルセンター、堤根処理センター空き瓶処理施設及び王禅寺処理センター空き瓶処理施設において、財団法人川崎市リサイクル環境公社に委託し生き瓶、無色（透明）、茶色及び黒色並びに青色・緑色のカレットに選別、資源化処理している。この資源化処理（手選別）により選別した生

き瓶、無色、茶色及び黒色のカレットは売却し、青緑色（その他色）のカレットは財団法人日本容器包装リサイクル協会へ再商品化委託をしている。

v) ペットボトル

空き缶と一括収集されたペットボトルは、南部リサイクルセンター、堤根処理センター空き缶・ペットボトル処理施設において、財団法人川崎市リサイクル環境公社に委託し、空き缶と選別した後、資源化处理をしている。この資源化处理（破袋→手選別→圧縮・結束）により圧縮・結束したペットボトルは財団法人日本容器包装リサイクル協会へ再商品化委託をしている。平成15年9月から高津区・宮前区・多摩区・麻生区でも分別収集を開始しており、玉禅寺処理センター内に新たに設置したストックヤードへ搬入し、それ以後の運搬、選別及び圧縮・梱包等の処理業務を民間事業者へ委託している（平成15年度における市町村負担率は0%）。

vi) 雑金属類

雑金属類は、浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び橘処理センター粗大ごみ処理施設において、処理不適物を除去した後、粗大ごみと同様に破碎処理している。なお、除去した処理不適物と破碎処理により回収したアルミ・鉄類は、粗大ごみ破碎処理により回収されたアルミ・鉄類とともに資源化されている。

vii) 使用済み乾電池

生活環境の保全及び廃棄物の適正処理の推進を図るため、昭和59年10月から分別収集を開始した使用済み乾電池は、収集後に4処理センター、加瀬クリーンセンター、南部リサイクルセンター及びJR貨物梶ヶ谷ターミナル駅構内資源物積替施設で一時保管後、処分委託している。

viii) 犬・猫等の動物死体

処理センター及び加瀬クリーンセンターの中継保管設備（冷凍庫）に一時保管された犬・猫等の小動物死体は、浮島処理センター内の専用全自動特殊焼却処理施設で衛生的に処理している。

④埋立

市内4ヶ所の処理センターで全量焼却された普通ごみの焼却灰及び下水道施設、水道施設から発生する燃え殻・汚泥等の都市施設廃棄物等は、管理型一般廃棄物最終処分場である浮島廃棄物埋立処分場（2期地区）で埋立処分を行っている。

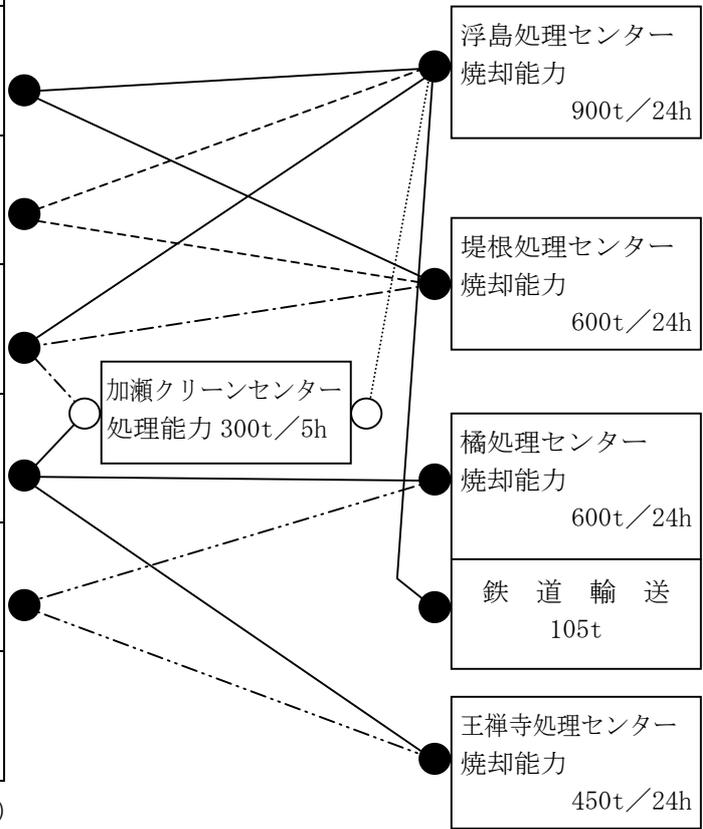
⑤平成 15 年度搬入計画

○収集（普通ごみ）

○中 継

○処 理

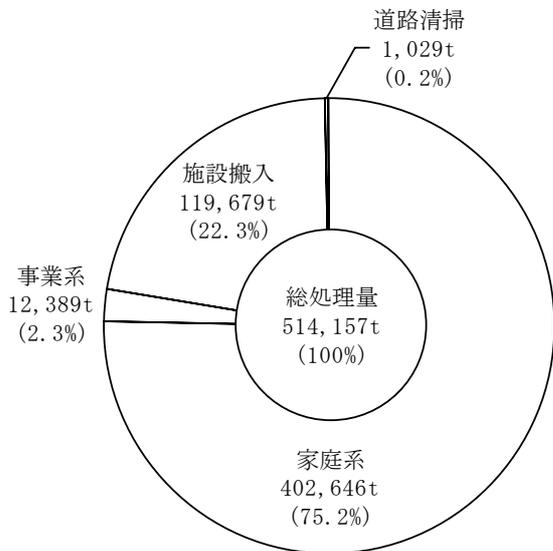
施設名	項 目	
南部生活環境事業所	処理世帯数	67,883 世帯
	〃 人口	156,130 人
	収 集 量	233.9t/日
川崎生活環境事業所	処理世帯数	84,180 世帯
	〃 人口	186,880 人
	収 集 量	275.6t/日
中原生活環境事業所	処理世帯数	99,712 世帯
	〃 人口	204,410 人
	収 集 量	256.0t/日
宮前生活環境事業所	処理世帯数	168,657 世帯
	〃 人口	398,030 人
	収 集 量	508.0t/日
多摩生活環境事業所	処理世帯数	153,655 世帯
	〃 人口	351,870 人
	収 集 量	410.6t/日
全 市	処理世帯数	574,087 世帯
	〃 人口	1,297,320 人
	収 集 量	1,684.1t/日



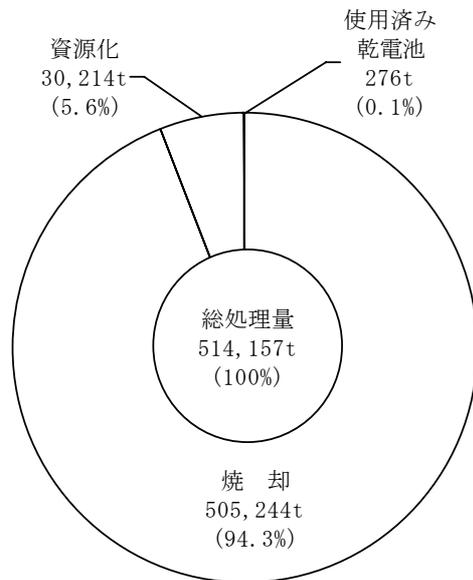
(出典：環境局事業概要－廃棄物編－)

⑥平成 15 年度処理計画

排出者別内訳



終末処理内訳



(出典：環境局事業概要－廃棄物編－)

(4) 施設

①焼却施設の設備概要

名称	浮島処理センター	堤根処理センター	橘処理センター	王禅寺処理センター
所在地	川崎区浮島町	川崎区堤根	高津区新作	麻生区王禅寺
公称処理能力	900t/24h	600t/24h	600t/24h	450t/24h
型式	NKK フェルト式往復動 階段火格子	三菱マルチストーカ燃焼 式	三菱マルチストーカ燃焼 式	三菱往復動式
基数	3基	2基	3基	3基
通風	強制通風	強制通風	強制通風	強制通風
煙突	高さ 47.5m 頂上口径 1.3m×3	高さ 86.7m 頂上口径 2.0m	高さ 100m 頂上口径 1.9m	高さ 85m 頂上口径 2.0m
集じん設備	ろ過式集じん器	電気集じん器 (横型乾式) 洗煙塔 (自立円筒 形スプレー式)	ろ過式集じん器	乾式横置型 電気集じん器
ごみピット	鉄筋コンクリート製 角型ピット (容量 2,400t)	鉄筋コンクリート製 U型ピット (容量 1,200t)	鉄筋コンクリート製 U型ピット (容量 1,200t)	鉄筋コンクリート製 U型ピット (容量 900t)
灰ピット	鉄筋コンクリート製 角型ピット (容量 780 m ³)	鉄筋コンクリート製 U型ピット (容量 800 m ³)	鉄筋コンクリート製 U型ピット (容量 800 m ³)	鉄筋コンクリート製 U型ピット (容量 360 m ³)
クレーン	給じんクレーン 25 m ² 2基 灰クレーン 3.5 m ² 1基	給じんクレーン 6 m ² 2基 灰クレーン 2 m ² 1基	給じんクレーン 6 m ² 2基 灰クレーン 2 m ² 1基	給じんクレーン 4.5 m ² 2基 灰クレーン 1.2 m ² 1基
助燃装置	先混合形ガスバー ナー1炉1基 (都市ガス使用)	ガスバーナー 1炉2基 (都市ガス使用)	ガスバーナー 1炉2基 (都市ガス使用)	ガスバーナー 1炉1基 (都市ガス使用)
排水処理設備	活性汚泥処理 化学処理 循環利用	化学処理 凝集沈殿脱水処理	活性汚泥処理 化学処理	活性汚泥処理 化学処理 循環利用
余熱利用設備	発電設備出力 12,500kwh 余剰電力売電 各室暖房 浴場給湯 洗濯工場	発電設備出力 2,000kwh 各室暖房 浴場給湯 余熱利用施設へ 蒸気を供給	発電設備出力 2,000kwh 余剰電力売電 各室暖房 浴場給湯 市民プラザへ 蒸気を供給	管理棟内暖房 浴場給湯 各室暖房 洗濯工場 余熱利用施設へ 蒸気を供給
工事費	40,727 百万円	10,852 百万円	3,615 百万円	7,219 百万円
竣工年月	平成 7 年 9 月	昭和 54 年 3 月	昭和 49 年 12 月	昭和 61 年 3 月

(出典：環境局事業概要－廃棄物編－)



(堤根処理センター2号炉)

②埋立処分施設

名称	浮島廃棄物埋立処分地（1期地区）	浮島廃棄物埋立処分場（2期地区）
所在地	川崎区浮島町	川崎区浮島町
埋立容量	15,078,000 m ³	2,673,500 m ³
排水処理設備	凝集沈殿処理施設 670 m ³ /日 工事費 約 267 百万円	凝集沈殿処理施設 1,100 m ³ /日 工事費 約 2,520 百万円
面積	925,000 m ²	168,600 m ²
建物延床面積	720.33 m ²	1,113.94 m ²
工事費	42,278 百万円	3,342 百万円
埋立開始年月	昭和 53 年 6 月	平成 11 年 4 月

（出典：環境局事業概要－廃棄物編－）

③資源化処理施設

名称	南部リサイクルセンター	堤根処理センター 資源化処理施設	王禅寺処理センター 資源化処理施設
所在地	川崎区夜光	幸区柳町 川崎区堤根	麻生区王禅寺
処理対象物	空き缶 空き瓶 ペットボトル	空き缶 空き瓶 ペットボトル	空き缶 空き瓶 －
処理能力	空き缶 20t/日 空き瓶 45t/日 ペットボトル 7.5t/日	15t/日 20t/日 1.5t/日	15t/日 10t/日 －
総事業費	1,362 百万円	562 百万円	191 百万円
竣工年月	空き缶 平成 10 年 3 月 空き瓶 同上 ペットボトル 同上	平成 4 年 3 月 平成 8 年 3 月 平成 11 年 2 月	平成 3 年 3 月 平成 4 年 12 月 －

名称	浮島処理センター 粗大ごみ処理施設	橘処理センター 粗大ごみ処理施設
所在地	川崎区浮島町	高津区新作
処理対象物	可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ 雑金属類	可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ 雑金属類
処理能力	可燃性 25t/5h 不燃性 25t/5h	可燃性 25t/5h 不燃性 25t/5h
処理方式	せん断方式 回転方式	せん断方式 回転方式
総事業費	3,082 百万円	966 百万円
竣工年月	平成 7 年 9 月	昭和 63 年 2 月

（出典：環境局事業概要－廃棄物編－）

④ 廃棄物中継施設

名称	加瀬クリーンセンター
所在地	幸区南加瀬
処理能力	300t/5h
敷地面積	約 7,780.82 m ²
建築面積	約 2,000 m ²
延床面積	3,771.32 m ²
総事業費	2,885 百万円
竣工年月	平成 7 年 3 月

(出典：環境局事業概要－廃棄物編－)

⑤ 動物死体処理施設

名称	浮島処理センター動物死体処理施設
所在地	川崎区浮島町
処理対象物	犬及び猫等
処理能力	150 kg/日×2 基
処理方式	バッチ式二次燃焼型バーナ式
建築工事費	759 百万円
竣工年月	平成 7 年 10 月

(出典：環境局事業概要－廃棄物編－)

⑥ し尿・浄化槽施設

i) し尿圧送施設

名称	入江崎クリーンセンター
所在地	川崎区塩浜
公称処理能力	500k1/日
処理方法	下水処理場へのし尿圧送 ・希釈水の種類 下水高級処理水 ・希釈倍率 3 倍 ・脱臭装置 水洗方式、燃焼方式 ・汚泥等の処理 焼却
敷地面積	12,014.00 m ²
建物延面積	2,327.05 m ²
総事業費	786 百万円
竣工年月	昭和 51 年 12 月

ii) し尿中継輸送・下水投入施設

名称	宮前生活環境事業所
所在地	宮前区宮崎
施設の内容	し尿中継貯留槽 (容量 100k1) ・燃焼脱臭装置・乾式脱臭装置 ・下水道投入設備 (100k1/日)
建物延面積	755.52 m ²
竣工年月	平成元年 1 月

(出典：環境局事業概要－廃棄物編－)

⑦収集事業所

施設名	南部生活環境事業所	川崎生活環境事業所	中原生活環境事業所	宮前生活環境事業所	多摩生活環境事業所
所在地	川崎区塩浜	川崎区堤根	中原区中丸子	宮前区宮崎	多摩区枳形
所管	川崎区の一部	川崎区の一部 幸区	中原区	高津区 宮前区	多摩区 麻生区
敷地面積	6,668.93 m ²	堤根処理センター敷地内 (30,372.47 m ²)	4,865.12 m ²	8,237.70 m ²	7,628.70 m ²
建物延面積	3,142.46 m ²	2,428.25 m ²	2,015.90 m ²	5,469.41 m ²	3,274.53 m ²
事業内容	ごみ・し尿収集運搬、道路清掃、清掃指導、浄化槽の清掃・指導・検査、廃棄物処理手数料等の徴収				

(出典：環境局事業概要－廃棄物編－)

4. 緑に関する事業の概要（緑政部）

(1) 川崎市緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」

平成7年10月に緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」（以下「緑の30プラン」という。）を策定し、緑の将来像「ひと緑・未来かがやく都市・かわさき」を目指して施策を展開している。

①緑の将来目標

緑の30プランは、市域面積の30%に相当する緑の確保と、それを実現させるための30の施策、さらに市民・企業・行政の3つの輪の連携を深めることから名づけられた。

当該プランでは、緑の将来目標として大きく以下の3つの目標を掲げており、平成22年までに達成することを目標としている。

- （緑の量の目標）市域面積の30%に相当する緑を確保する。
- （緑の質の目標）緑の多様性を活かしてアメニティ豊かな空間をつくる。
- （緑の行動の目標）心のかよう緑のパートナーシップを築く。

緑の量の目標では、市域面積の30%に相当する緑を確保することを目標として掲げており、具体的な確保目標の内訳は（表1）のとおりである。

（表1）

内訳	確保目標	市域面積に占める割合(%)
樹林地	400ha	2.8%
農地	500ha	3.4%
公園緑地	1,000ha	6.9%
緑化地	2,000ha	13.8%
その他の緑地	700ha	4.8%
合計	4,600ha	31.7%

(出典：環境局資料)

※市域面積を14,500haに設定

なお、緑の確保目標を市域面積の30%としたことは、昭和51年に出された都市計画中央審議会からの答申『都市において緑とオープンスペースを確保する方

策としての緑のマスタープランのあり方について』の中で、「確保すべき緑地の量は、市街化区域面積に対しておおむね30%以上と考えるのが妥当」とされたことや、その他諸外国の事例や生態学者の提案などから導き出している。

②事業推進状況

緑の30プランの策定当初（平成5年度末）と平成15年度末の各々の事業における施策の推進実績は（表2）のとおりである。

（表2）

事業名	平成5年度末	平成15年度末	実績（増減）
緑地保全地区	16.5ha	35.3ha	18.8ha
緑の保全地域	4.2ha	10.2ha	6.0ha
ふれあいの森	2.9ha	4.0ha	1.1ha
緑地保全協定	60.3ha	82.9ha	22.6ha
保安林	1.0ha	1.0ha	0.0ha
生産緑地地区	309.5ha	321.1ha	11.6ha
市民農園	2.0ha	2.1ha	0.1ha
保存樹木	2,054本	1,639本	△415本
保存生垣	55箇所	57箇所	2箇所
遊歩道	7箇所	8箇所	1箇所
公園緑地	531.9ha	611.7ha	79.8ha
街路樹	34,102本	39,651本	5,549本
グリーンベルト	12.3ha	14.9ha	2.6ha
港湾緑地	8.2ha	16.2ha	8.0ha
工場緑化	155.4ha	152.9ha	△2.5ha

（出典：環境局資料）

緑の30プランで掲げられた30の施策を実行することで各々の事業を推進し、プラン策定当初と比較しても効果の現れている事業が多く見られる。

ただし、保存樹木については、宅地造成や地域住民からの苦情に伴う所有者の都合による協定解除が多く、また工場緑化については、工場移転に伴う協定解除を原因として、実績がマイナスとなっている。

（2）緑の保全事業

①緑地保全地区、緑の保全地域の指定

市域に残存する自然的環境を保全するため、都市計画区域内の緑地で無秩序な市街化を防止するもの、神社や寺院等の建造物と一体となっているもの、風致や景観に優れているもの、動植物の生息地として保全する必要があるものは、『都市緑地保全法』による「緑地保全地区」として都市計画に定め、緑地の恒久的な保全に努めている。

②風致地区

風致地区とは、『都市計画法』により定める地区で優れた自然の景観を維持し、名勝・史跡等の環境保護等、都市空間における自然的環境の保全を図るために定めるもので、その指定にあたっては、特に風致の優れた地区を「特別地区」とし、それ以外の地区を「その他の地区」と定めている。

風致地区指定状況

名称	面積	種別	備考
多摩川風致地区	284.8ha	特別地区 277.3ha その他の地区 7.5ha	多摩川河川敷 等々力緑地 御幸公園等が区域に含まれる

(出典：環境局事業概要－緑編－)

③緑地及び樹林等の協定による保全状況

法及び条例による指定とは別に、概ね3,000㎡以上の一団となった緑地を対象として、『緑地保全事業要綱』による「緑地保全協定」を土地所有者と締結している。

協定により、土地所有者は5年間緑地を保全することとされているため、期間満了後は更新されるよう依頼している。

緑地・樹木等の協定及び保全状況 (平成15年3月31日現在)

地区	保存樹 (本)	保存樹林 ㎡(箇所)	保存生垣 (箇所)	緑地保全協定 ha(箇所)
川崎区	25	2,692(6)	14	—
幸区	61	900(1)	7	—
中原区	369	8,860(10)	19	—
高津区	223	5,000(3)	5	5.09(18)
宮前区	361	1,500(1)	7	15.75(25)
多摩区	332	5,100(4)	1	13.17(15)
麻生区	309	3,564(2)	2	48.10(51)
計	1,680	27,616(27)	55	82.12(109)

(出典：環境局事業概要－緑編－)

④ふれあいの森

緑を保全するだけでなく、さらに市民に緑の中で自然に親しんでもらうため、平成元年度からふれあいの森設置事業を行っている。これは、地権者の協力を得て良好な樹林地を借受け、散策路やベンチ等を設けて自然とふれあえる憩いの場として整備し、レクリエーション活動や自然観察等の場として積極的に市民に提供するものである。

⑤遊歩道

身近な自然とふれあいながら史跡等を巡り、ふるさと意識の醸成を図るため、遊歩道を設置している。

(3) 緑化の推進事業

①緑化の普及・啓発

市民、川崎市、事業者の緑化意識の高揚のため次のような事業を実施している。

- i) みどりの日記念事業
- ii) 花の街かど景観事業
- iii) 花と緑のシンボルロード整備事業
- iv) JR川崎駅前広場花づくり事業

- v) 「花と緑の街かどコンクール」事業
- vi) かわさきガーデナー認定試験
- vii) まちの樹 50 選

②緑のボランティアの育成

花と緑のまちづくりを推進するためには、市民の協力と自主的な緑化活動が不可欠である。そのための人材を育成するため、次のような講座を開催している。

- i) 「花と緑のまちづくり講座」
- ii) 「里山ボランティア育成講座」

③花と緑のパートナーシップ事業

花と緑のまちづくりを推進するためには、市民・川崎市・事業者がそれぞれの役割に応じて緑化に努めるとともに、三者のパートナーシップに基づいて協力していくことが必要である。そのための次のような事業を実施している。

- i) 向河原駅西側暫定緑化事業
- ii) 新川崎地区「花のふれあい事業」
- iii) 新川崎地区「緑の広場事業」
- iv) 緑の活動団体に関する助成事業

④緑化推進重点地区

都市の顔となる地区として、重点的な緑化を推進することが効果的な地区、市街地開発事業等と連携して計画を策定することが可能な地区、緑による良好な住環境の形成を図ることができる地区等の考え方のもと、川崎駅周辺地区、塩浜地区、浜川崎地区、新川崎地区、小杉地区、高津・溝口地区、鷺沼地区、登戸地区、新百合丘地区の9地区が緑化推進重点地区の候補地として設定されている。このうち川崎駅周辺地区、小杉地区、新百合丘地区の3地区については直ちに施策展開を図る地区として計画を策定し事業展開を図っている。

⑤街路緑化

“都市に緑を”という社会的要求に応じて、新設街路はもとより、モール化等既設道路の緑化も併行しながら、従来の点から線、さらにはグリーンポケット等面的植栽への拡充を図りつつ、より良好な街路緑化を積極的に推進している。

⑥緑道・緑地

下水道整備に伴う河川の埋立地や軌道敷跡地等を活用し、適地の用地取得に努めながら緑道・緑地の整備を行っている。

⑦開発行為等の指導と提供公園

北西部地域における宅地開発や市街地における集合住宅建設等の一定規模以上の宅地開発を行う場合には、無秩序な市街化を抑制するため『川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例』に基づき開発指導にあたっている。

提供公園 (平成 15 年 3 月 31 日現在)

区	箇所数	敷地面積
川崎区	29	2.0ha
幸区	28	2.8ha
中原区	25	1.9ha
高津区	75	8.5ha
宮前区	127	23.3ha
多摩区	95	21.0ha
麻生区	212	56.1ha
合計	591	115.6ha

(出典：環境局事業概要－緑編－)

⑧工場緑化

市街地の中に工場敷地の占める割合が大きい川崎市にとって、工場の緑は地域緑化の推進に大きな役割を果たしている。川崎市では、昭和 47 年以来 1ha 以上の敷地を有する工場と緑化協定を締結し、敷地面積の 10%以上を緑化することを目的としている。

工場緑化協定の実績 (平成 15 年 3 月 31 日現在)

協定工場数	敷地面積	緑化面積	達成率
77	1,549ha	152.97ha	99%

(出典：環境局事業概要－緑編－)

⑨緑化基金

民有地の緑化を推進することを目的として昭和 60 年に設立されたものである。

この基金は川崎市と市民、事業者、団体からの寄付金等を積み立てるものである。そこから生じる果実（利子等）は財団法人川崎市公園緑地協会に助成され民有地等の緑の保全、緑化に役立てられている。

(4) 市民健康の森事業

「緑の保全と回復・緑化の推進」「健康とレクリエーションの場作り」「地域コミュニティの再構築」を目的に、地域の特性を活かしつつ、各区に 1 箇所ずつ整備している。

(5) 公園緑地事業

①公園緑地の整備

公園緑地は、都市における緑とオープンスペースの中核をなすものであり、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動の場として重要な役割を果たしている。

近年、生活水準の向上、自由時間の増大、少子・高齢化社会の進行など、社会経済情勢の変化に伴い、身近な自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションに対するニーズが高まっており、その拠点として、さらに、災害発生時の避難場所等になりうる公園緑地を増やすことや、質的な充実を図ること等が求められている。このため、個性と魅力ある公園緑地づくりを進めている。

また、開設後相当の年月が経過し施設の老朽化が進んでいる公園等については、リフレッシュ事業として公園の改修計画を地元住民とワークショップ方式等により作成し、再整備を行っている。

②公園緑地の維持管理

市内に散在するほとんどの公園緑地等の運営及び維持管理を4箇所の公園事務所で行っている。その主な業務は樹木の剪定、除草、清掃、遊具の保守点検等の一般的な管理業務の他、公園緑地の占・使用許可、野球場やテニスコート等の運動施設の受付や維持管理、街路樹・グリーンベルトの維持管理等を行っている。その一部の業務については専門業者や財団法人川崎市公園緑地協会に委託している。

③主な公園緑地

- i) 富士見公園（総合公園）
- ii) 大師公園（地区公園）
- iii) 中原平和公園（地区公園）
- iv) 等々力緑地（総合公園）
- v) 生田緑地（総合公園）
- vi) 王禅寺ふるさと公園（総合公園）
- vii) 菅生緑地（都市緑地）
- viii) 多摩川緑地（運動公園）
- ix) 夢見ヶ崎公園（地区公園）

④公園緑地の設置状況

(平成15年3月31日現在 面積単位: ha)

公園種別		川崎区		幸区		中原区		高津区		宮前区		多摩区		麻生区		計		
		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積											
基幹公園	住区基幹	街区	114	22.33	72	8.55	82	7.40	95	10.19	149	20.93	116	12.43	188	22.72	816	104.54
		近隣	4	7.63	1	2.13	1	1.57	3	5.08	5	8.54	3	4.29	12	20.65	29	49.88
		地区	2	11.61	2	9.41	1	4.07	0	0.00	0	0.00	1	3.15	0	0.00	6	28.24
		小計	120	41.56	75	20.08	84	13.04	98	15.27	154	29.47	120	19.88	200	43.37	851	182.66
	都市基幹	総合	1	16.29	0	0.00	1	43.59	0	0.00	0	34.20	1	80.83	1	10.47	4	185.38
		運動	0	7.24	0	13.18	1	27.76	0	22.27	0	0.00	1	2.87	0	0.00	2	73.32
小計		1	23.53	0	13.18	2	71.35	0	22.27	0	34.20	2	83.70	1	10.47	6	258.70	
特殊公園	風致	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	12.04	0	0.00	0	0.00	1	12.04	
	植物園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.24	0	0.00	1	1.24	
	墓園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	37.04	0	0.00	0	0.57	1	18.69	2	56.30	
	小計	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	37.04	1	12.04	1	1.80	1	18.69	4	69.58	
都市林		0	0.00	0	0.00	3	1.81	6	6.58	2	1.28	5	13.33	5	3.79	21	26.79	
緑道		7	2.42	4	2.78	6	1.90	2	0.65	0	0.00	0	0.00	2	0.94	21	8.69	
都市緑地		17	4.39	6	0.64	2	0.75	9	0.88	4	8.29	19	9.08	32	21.81	89	45.84	
合計		145	71.90	85	36.68	97	88.85	116	82.69	161	85.28	147	127.80	241	99.07	992	592.27	
市民一人あたり公園面積(m ²)		3.53		2.60		4.41		4.32		4.19		6.51		6.77		4.61		
人口(平成15年3月31日)		203,469		140,996		201,649		191,618		203,605		196,271		146,348		1,283,956		
区域面積/市域面積		4,025		1,009		1,481		1,710		1,860		2,039		2,311		14,435		

(出典: 環境局事業概要一緑編一)

(6) 霊園事業

市営霊園は単なる埋葬場所としてだけではなく、緑の保全やレクリエーション機能をあわせもつ墓地公園として計画され、現在緑ヶ丘霊園と早野聖地公園の2霊園を開設している。

5. 出資法人の概況

(1) 財団法人川崎市リサイクル環境公社の概況

①設立目的

環境の保全を図るため、廃棄物及びごみ焼却施設から発生する余熱の再利用等の資源化（以下「リサイクル」という。）についての情報の収集、調査及び研究並びに支援活動を行うとともに、リサイクルのための施設の管理運営等を行うことにより、リサイクルに対する市民意識を高め、もって市民の生活環境の向上及び川崎市の廃棄物行政の推進に寄与することを目的とする。

②主な事業

i) 施設の管理運営事業

対象施設： 王禅寺余熱利用市民施設、堤根余熱利用市民施設

ii) リサイクル事業

iii) 資源化処理事業

iv) 普及啓発事業

③役職員（平成16年3月末現在）

（単位：人）

職員	川崎市 派遣職員	嘱託職員	合計
事務局	3	5	8
王禅寺余熱利用市民施設	—	19	19
堤根余熱利用市民施設	—	5	5
橘リサイクルコミュニティ センター・リサイクルビレッジ	—	10	10
生活環境学習室	—	3	3
南部リサイクルセンター	—	4	4
合計	3	46	49

（出典：環境局資料）

※『公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律』及び『川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例』に違反する事実はない。

※嘱託職員のうち、川崎市OBは40名である。

（単位：人）

役員	川崎市 退職者	川崎市 在勤者	その他	合計
常勤	2	—	—	2
非常勤	—	4	7	11
合計	2	4	7	13

（出典：環境局資料）

※監事は市在籍者かつ非常勤が2名であり、その他の人員は全て理事である。

④川崎市との取引

(単位：千円(税抜))

内容	目的	取引金額
補助金	運営補助金	209,478
委託契約	・余熱利用市民施設管理運営 ・橘リサイクルコミュニティセンター管理運営 ・資源化処理施設管理運営	437,651
合計		647,129

(出典：財団法人川崎市リサイクル環境公社決算書)

⑤決算概況

平成15年度収支計算書総括表

(単位：千円)

科目	一般会計	特別会計	合計
I. 収入の部			
1. 基本財産運用収入	55	—	55
2. 事業収入	25,769	10,622	36,391
3. 補助金等収入	647,129	—	647,129
4. 雑収入	30	0	31
5. 特定預金取崩収入	—	—	—
6. 繰入金収入	3,000	—	3,000
当期収入合計	675,984	10,622	686,607
前期繰越収支差額	46,479	5,680	52,159
収入合計	722,464	16,303	738,767
II. 支出の部			
1. 事業費	442,480	8,250	450,731
2. 管理費	209,716	—	209,716
3. 特定預金支出	514	—	514
4. 繰入金支出	—	3,000	3,000
5. 予備費	—	—	—
当期支出合計	652,710	11,250	663,961
当期収支差額	23,273	△ 628	22,645
次期繰越収支差額	69,753	5,052	74,805

(出典：財団法人川崎市リサイクル環境公社決算書)

平成 15 年度貸借対照表総括表

(単位：千円)

科目	一般会計	特別会計	合計
I. 資産の部			
1. 流動資産	111,190	5,587	116,777
2. 固定資産	106,922	298	107,221
資産合計	218,112	5,886	223,999
II. 負債の部			
1. 流動負債	41,436	535	41,972
負債合計	41,436	535	41,972
III. 正味財産の部			
1. うち基本金	100,000	—	100,000
2. うち当期正味財産増加額	23,273	△ 628	22,645
正味財産合計	176,675	5,350	182,026
負債及び正味財産合計	218,112	5,886	223,999

(出典：財団法人川崎市リサイクル環境公社決算書)

⑥各事業の内容

i) 一般会計

一般会計における事業は、余熱利用事業として、余熱利用市民施設（ヨネッティエー王禅寺及びヨネッティエー堤根）の管理運営の実施、その他自主事業として、同施設においてカルチャースクールを実施している。その他リサイクル事業や環境啓発活動の他、資源化処理事業として空き缶、空き瓶、ペットボトルの受入、選別、プレス、搬出の業務を実施している。

ii) 特別会計

特別会計における事業は、余熱利用市民施設における売店経営事業（プール用品売店手数料及び自動販売機手数料）である。

(2) 財団法人川崎市公園緑地協会の概況

①設立目的

川崎市の公園緑地等に関する事業及び民有地の緑化に関する事業の発展振興に協力し、公園緑地の円滑な運営及び健全な利用の増進並びに市民の緑化意識の高揚を図ることによって、緑豊かな潤いと安らぎのある街づくりに寄与することを目的とする。

②主な事業

- i) 川崎市が行う公園緑地事業及び都市緑化事業に対する協力
- ii) 緑地の保全及び緑化推進に関する事業
- iii) 公園緑地及び都市緑化に関する調査研究及び普及啓発
- iv) 公園緑地及び都市緑化に関する講演会、講習会、展示会、研究会その他催物等の開催
- v) 緑化推進団体等の育成に関する事業
- vi) 川崎市が設置する公園緑地及び霊園等の管理運営の受託
- vii) 売店、駐車場、ゴルフ場その他の公園施設等に関する附帯事業の経営

- viii) 印刷物の刊行
- ix) その他協会の目的達成に必要な事業

③ 役職員（平成 16 年 3 月末現在）

（単位：人）

職員	川崎市 派遣職員※	プロパー	嘱託職員	キャディ	合計
公園緑地部	2	8	36	—	46
ゴルフ事業部	1	16	2	34	53
合計	3	24	38	34	99

（出典：財団法人川崎市公園緑地協会資料）

※『公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律』及び『川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例』に違反する事実はない。

※ 嘱託職員 38 名は全て市 OB である。

（単位：人）

役員	川崎市 退職者	川崎市 在勤者	その他	合計
常勤	2	—	—	2
非常勤	—	5	10	15
合計	2	5	10	17

（出典：財団法人川崎市公園緑地協会資料）

※ 監事は市在籍者かつ非常勤が 2 名であり、その他の人員は全て理事である。

④ 川崎市との取引

（単位：千円（税抜））

内容	目的	用途等	取引金額
補助金	緑化推進	緑地保全、緑化推進、普及啓発活動費	62,259
委託契約	各運動施設管理	運動施設管理業務	139,778
	つり池管理	つり池管理業務	11,560
	プール管理	プール管理業務	55,884
	ばら苑管理	ばら苑管理業務	12,689
	伝統工芸館管理	伝統工芸館管理業務	5,599
	さかなの家管理	さかなの家管理業務	517
	大師公園等管理	大師公園等管理業務	47,860
	市営霊園管理	市営霊園管理業務	74,680
	王禅寺ふるさと公園管理	王禅寺ふるさと公園管理業務	8,163
管理許可 設置許可	駐車場管理	駐車場管理	36,867
管理許可	生田緑地ゴルフ場	ゴルフ場運営 (ゴルフ場前駐車場を含む)	289,989
	パークボール場	パークボール場運営	免除

（出典：財団法人川崎市公園緑地協会決算書）

⑤決算概況

平成 15 年度収支計算書総括表

(単位：千円)

科目	公益事業		収益事業		合計
	一般会計	みどり 会計	公園事業 特別会計	ゴルフ 事業 特別会計	
I. 収入の部					
1. 基本財産運用収入	3,389	—	—	—	3,389
2. 寄附金収入	2,804	—	—	—	2,804
3. 繰入金収入	30,000	—	—	30,000	60,000
4. 補助金等収入	—	72,019	—	—	72,019
5. 受託事業収入	356,733	—	—	—	356,733
6. 収益事業収入	—	—	317,639	932,044	1,249,684
7. その他収益事業収入	—	—	24	33	58
8. 雑収入	483	102	5,763	9,761	16,110
当期収入合計	393,410	72,121	323,428	971,840	1,760,799
前期繰越収支差額	5,909	—	37,900	△82,538	△38,728
収入合計	399,319	72,121	361,328	889,301	1,722,070
II. 支出の部					
1. 自主事業費	12,529	—	—	—	12,529
2. 受託事業費	324,862	—	—	—	324,862
3. みどり事業費	—	51,109	—	—	51,109
4. 収益事業費	—	—	206,063	748,345	954,408
5. その他収益事業費	—	—	6	10,744	10,751
6. 管理費	49,328	11,251	49,719	102,239	212,539
7. 支出金	—	—	60,000	—	60,000
8. 固定資産取得支出	—	—	18,700	—	18,700
9. 借入金返済支出	—	—	—	32,320	32,320
当期支出合計	386,720	62,361	334,490	893,649	1,677,221
川崎市補助金戻入金	—	9,760	—	—	9,760
当期収支差額	6,689	—	△11,061	78,190	73,818
次期繰越収支差額	12,599	—	26,838	△4,348	35,089

(出典：財団法人川崎市公園緑地協会決算書)

平成 15 年度貸借対照表総括表

(単位：千円)

科目	一般会計	みどり 会計	公園事業 特別会計	ゴルフ事業 特別会計	合計
I. 資産の部					
1. 流動資産	54,825	14,550	45,096	45,321	159,793
2. 固定資産	160,836	—	271,660	70,755	503,252
資産合計	215,662	14,550	316,757	116,076	663,046
II. 負債の部					
1. 流動負債	42,634	14,550	24,075	49,244	130,505
2. 固定負債	19,100	—	—	88,461	107,561
負債合計	61,734	14,550	24,075	137,705	238,066
III. 正味財産の部					
1. 前期繰越額	148,195	—	287,408	△ 120,767	314,836
2. 当期増加額	5,732	—	5,272	99,138	110,143
正味財産合計	153,927	—	292,681	△ 21,629	424,979
負債及び正味財産合計	215,662	14,550	316,757	116,076	663,046

(出典：財団法人川崎市公園緑地協会決算書)

⑥各事業の内容

i) 一般会計

一般会計における事業は（表1）に示した自主事業及び（表2）に示した川崎市からの受託事業に分けられる。自主事業としては、公園・緑地の緑化推進、調査研究を始め、川崎市が設置する公園・緑地に関する行事等への協賛、催物の開催等を行っている。受託事業としては、川崎市が設置する公園緑地及び霊園等の管理運営を行っている。

(表 1) 自主事業

(単位：千円)

区分	平成 15 年度 事業費	事業の概要
公園緑化推進事業	全事業合計 12,529	等々力緑地内花の散策路、夢見ヶ崎公園の花壇及び大師公園駐車場、その他施設のフラワーポットへの四季の草花の植樹
広報誌の発行		広報誌「あふれる緑」の発行による公園緑地及び都市緑化の普及啓発
諸行事の開催		新春子供たこあげ大会、藍染展の開催
協賛事業		市民まつり、子供つり大会、へら鮎つり大会、菊花大会、映画の夕べ、ふれあい動物園、子供写生大会等への協賛

(出典：財団法人川崎市公園緑地協会資料)

(表2) 川崎市からの受託事業

(単位：千円)

区分	平成 15 年度 受託収入	事業の概要
公園運動施設等の管理	187,638	等々力緑地（陸上競技場・中央スポーツ広場・テニスコート・野球場・サッカー場・ナイター施設等）、富士見公園（テニスコート・弓道場・相撲場・陸上競技場）、大師公園（テニスコート・野球場・瀧秀園・カナル等）、中原平和公園野外音楽堂の管理業務の受託
つり池施設の管理	11,560	等々力緑地のつり池施設の使用料収納事務、魚の管理・放流・施設管理業務の受託
公園プールの管理	55,884	等々力・大師・小田・富士見・小倉西・平間・稲田各公園プールにおける使用料収納事務、監視、安全管理、施設管理業務等の受託
川崎市伝統工芸館の管理	5,599	生田緑地内川崎市伝統工芸館における藍の管理及び利用者への実習指導、講習会業務等の受託
さかなの家の管理	517	稲田公園内さかなの家における魚の飼育及び展示業務の受託
市営霊園の管理運営	74,680	緑ヶ丘霊園及び早野聖地公園における霊園の届出受理、案内、運営管理業務等の受託
王禅寺ふるさと公園維持管理	8,163	王禅寺ふるさと公園の維持管理業務の受託
ばら苑の管理	12,689	生田緑地内ばら苑のバラ育成管理業務の受託
合計	356,733	

(出典：財団法人川崎市公園緑地協会決算書)

ii) みどり会計

みどり会計における事業は都市緑化推進事業（表3）である。民有地緑化をはじめとした緑化推進事業及び緑化普及啓発事業等を行っている。

(表3) 都市緑化推進事業

(単位：千円)

区分	平成 15 年度 事業費	事業の概要
緑地保全事業	24,897	川崎市と管理協定を締結した緑地保全地区・緑地保全協定地・保存樹林・保存生垣及び保存樹木の管理費の助成事業
緑化推進事業	18,501	緑の活動団体への助成、事業所緑化、生垣づくり、屋上・壁面緑化、まちの樹の樹木診断・治療事業
普及啓発事業	7,710	市民への苗木・草花の配布、緑化パンフレット作成・配布・普及啓発等の実施事業
合計	51,109	

(出典：財団法人川崎市公園緑地協会決算書)

iii) 公園特別会計

公園特別会計は、(表4)に示した公園事業を行っている。公園内の駐車場、売店、レストラン等の経営やパークボール場の経営を行っている。

(表4) 公園事業 (単位：千円)

区分	平成15年度 収入	事業の概要
売店経営	74,712	等々力緑地等4箇所の常設売店及び25箇所の臨時売店の運営事業
食堂経営	37,973	等々力緑地等3箇所の常設食堂及び2箇所の臨時食堂の運営事業
自動販売機経営	13,268	等々力緑地等13公園76基の自動販売機の設置・運営
有料駐車場経営	185,948	等々力緑地、生田緑地、大師公園、王禅寺ふるさと公園の有料駐車場計8箇所の運営事業
パークボール場経営	5,736	川崎市パークボール場多摩川うなねコースの運営事業
合計	317,639	

(出典：財団法人川崎市公園緑地協会決算書)

なお、パークボール場の概要は以下のとおりである。

所在 川崎市高津区宇奈根久地地内
 管理面積 約1.2ha
 交通 JR南武線久地駅徒歩20分、田園都市線二子新地駅徒歩25分
 施設 コース：18ホール
 料金体系

区分	料金
大人	500円/1R
小人(小中学生)	200円/1R
65歳以上	200円/1R
団体(5組20人以上)	200円/1R

利用者数

区分	平成14年度	平成15年度	増減
有料利用者数	17,252	20,098	+2,846
大人	6,003	6,293	+290
小人	1,102	998	△104
65歳以上	9,272	11,033	+1,761
団体	875	1,774	+899
免除者	16	19	+3
利用者合計(人)	17,268	20,117	+2,849

収支(直接費のみ)

(単位：千円)

項目	平成14年度	平成15年度	増減
収益	5,130	5,736	+605
費用(直接費)	8,166	8,113	△53
損益	△3,035	△2,377	+658

(出典：財団法人川崎市公園緑地協会資料)



iv) ゴルフ事業特別会計

ゴルフ事業特別会計は、川崎市所有の川崎国際生田緑地ゴルフ場の運営管理業務を行っている。

なお、ゴルフ場の概要は以下のとおりである。

所在	川崎市多摩区柘形 7-1-10
管理面積	約 58.4ha
交通	小田急線向ヶ丘遊園駅タクシー10分
施設	18ホール、パー72、距離6,225ヤード
休場日	毎月第1・第3月曜日、12月31日、1月1日
料金体系	

区分	平日	土日祝
通常料金		
乗用カート・キャディ付	16,000円	23,000円
乗用カート・セルフプレー	14,000円	21,000円
夫婦デー・シニア&レディースデー		
乗用カート・キャディ付	13,000円	—
乗用カート・セルフプレー	11,000円	—
区民の日	12,000円	—
ジュニア解放日	無料	—
薄暮プレー (9ホール)	5,500円	8,000円

利用者数

	平成14年度	平成15年度	増減
利用者数 (人)	52,266	56,028	+3,762

来場者地区別内訳 (平成15年度)

居住区	人数	割合
川崎市	21,069人	37.6%
横浜市	10,391人	18.5%
東京都	17,278人	30.8%
その他の地区	7,290人	13.0%
合計	56,028人	100.0%

収支（直接費のみ）

（単位：千円）

	平成 14 年度	平成 15 年度	増減
収益	866, 426	893, 712	+27, 285
費用（直接費）	744, 993	735, 015	△9, 978
損益	121, 433	158, 697	+37, 263

（出典：財団法人川崎市公園緑地協会資料）

（3）株式会社川崎球場の概況

①沿革

昭和 26 年 4 月	株式会社川崎スタジアム設立
昭和 27 年 3 月	内野スタンド完成
昭和 27 年 4 月	プロ野球興行開始（4 月 3 日東急一大映）
昭和 29 年 1 月	高橋ユニオンズのフランチャイズ球場となる
昭和 29 年 6 月	夜間照明設備完成
昭和 30 年 4 月	大洋ホエールズのフランチャイズ球場となる
昭和 35 年 6 月	外野スタンド完成
昭和 36 年 6 月	照明設備大改修（明るさ日本一となる）
昭和 36 年 10 月	川崎市に野球場施設を無償譲渡
昭和 38 年 5 月	商号を株式会社川崎球場に変更
昭和 50 年 3 月	バックネットを懸垂式に改修
昭和 52 年 8 月	大洋ホエールズ、横浜に移転決定
昭和 53 年 4 月	ロッテオリオンズのフランチャイズ球場となる
昭和 53 年 7 月	室内練習場完成
平成 2 年 3 月	内野一般席・外野席椅子、スタンド壁面塗装工事、防球ネット嵩上げ工事完了
平成 3 年 3 月	グラウンド全面人工芝化、スコアボード電光表示化、指定席椅子取替工事完了
平成 3 年 6 月	ロッテオリオンズ球団、フランチャイズを千葉県に移動すると発表
平成 12 年 1 月	施設老朽化に伴いスタンド解体発表
平成 12 年 3 月	川崎球場ファイナル プロ野球オープン戦 横浜ーロッテ
平成 12 年 3 月	閉鎖
平成 12 年 8 月	川崎球場スタンド解体工事開始
平成 12 年 12 月	ロッカー・トイレ等付属施設完成
平成 13 年 3 月	防球ネット、芝生席、バックネット完成
平成 13 年 5 月	スコアボード完成 川崎球場改修工事完了

（出典：株式会社川崎球場資料）

②事業目的

- i) 野球・アメリカンフットボールおよび各種催事の施設賃貸
- ii) 各種イベントの企画および開催
- iii) 球場施設内における広告スペースの賃貸
- iv) 球場内・球場隣接駐車場管理運営及び川崎市役所・中原区役所駐車場の受託管理
- v) 飲食物の販売および酒類・タバコの小売
- vi) 球場内倉庫の施設賃貸
- vii) スポーツ施設の整備受託事業
- viii) 警備事業
- ix) 前各号に付帯関連する一切の事業

③ 事業内容

事業	事業の内容	平成 15 年度実績等
球場事業	一般野球	81 日間・185 試合(練習 5 日)
	アマチュア野球大会	(定例)
	アメリカンフットボール	24 日間・50 試合(練習 81 日)
	サッカースクール	83 日間
	市民まつりその他イベント	40 日間
駐車場事業	富士見公園駐車場	(他社に再委託。機械式)
	本庁舎、第三庁舎駐車場整理業務(有料)	閉庁日の駐車場整理
	中原区役所駐車場整理業務(有料)	閉庁日の駐車場整理
	球場内駐車場	(他社に再委託。機械式)
受託事業	本庁舎、第三庁舎駐車場(無料)	開庁日の駐車場整理
	中原区役所駐車場(無料)	開庁日の駐車場整理
	等々力グラウンド整備業務	
その他	自動販売機、移動販売車、倉庫貸、寄託物品保管等	

(出典：株式会社川崎球場資料)

④平成 15 年度の事業の概況

平成 15 年度は、人工芝が敷設後 13 年を経過し、磨耗が著しい状況での営業であった。このような環境の下で、累積赤字の解消に向けてさらなる経費の節減と収益確保に努めた結果、累積赤字は 167,437 千円まで減少した。各事業の営業概況は以下のとおりである。

i) 球場事業

野球についてはおおむね前期並に利用され、特段の増減はなかった。アメリカンフットボールについては社会人1部リーグチームの練習及び社会人3部リーグの試合が開催された。しかし前期利用のあった大学は、人工芝の状況から、利用が皆無となった。当期は新規顧客の誘致等を積極的に展開したが、施設の老朽化のため、球場利用はわずかに減少した。

ii) 駐車場事業

富士見公園駐車場及び球場内駐車場については、隣接している川崎競輪場の開催日数が増加したことにより、その顧客による利用が増えた。また、新たに割引率の良い駐車場利用サービス券の販売を始めたことにより売上が増加し、当初の計画を上回った。

iii) 受託事業

当期は、前期よりグラウンドの整備が一部減少したため、売上がわずかに減少した。

iv) 平成 15 年度損益計算書

	金額 (千円)
営業収益	
球場賃貸料	39,331
駐車場料金	113,973
受託事業費	39,883
その他	12,842
小計	206,029
営業費用	
人件費	26,386
その他	27,223
小計	53,610
差引	152,419
一般管理費	104,308
営業利益	48,110
営業外収益	119
営業外費用	527
経常利益	47,701
特別利益	16
特別損失	57
当期利益	47,660
前期繰越損失	215,097
当期末処理損失	167,437

(出典：株式会社川崎球場決算書)

v) 事業の実績、財産の状況

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
営業収入	179,974	209,040	206,029
営業利益	34,723	35,003	48,110
経常利益	34,123	34,403	47,701
当期利益	33,940	44,326	47,660
総資産	66,782	74,946	117,610
純資産	△9,024	35,302	82,962
次期繰越利益	△259,424	△215,097	△167,437

(出典：株式会社川崎球場決算書)

⑤ 役職員 (平成 16 年 3 月末現在)

(単位：人)

		川崎市 退職者	川崎市 在職者 ※	民間出資 者関係者	プロパー	合計
役員	常勤	1	—	—	—	1
	非常勤	—	3	7	—	10
	計	1	3	7	—	11
職員	常勤	—	—	—	7	7
	非常勤	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	7	7
合計		1	3	7	7	18

(出典：株式会社川崎球場資料)

※川崎市在職者は副市長が代表取締役社長、川崎市の環境局長が取締役、総務局長が監査役に就任している。

⑥川崎市との取引(平成15年度)

(単位：千円)

内容	目的	用途等	取引金額等
出資	株式会社川崎球場	株式会社川崎球場への出資	115,800 (残高)
管理許可	野球場施設	川崎市所有の野球場施設	5,732
設置許可	富士見公園駐車場		5,422
設置許可	川崎球場内駐車場		2,933
使用許可	川崎市役所本庁舎の土地	閉庁日駐車場整理	免除
使用許可	中原区役所の土地	閉庁日駐車場整理	210
使用許可	川崎市役所第三庁舎の建物	閉庁日駐車場整理事業の詰所	免除
		自動販売機設置	55
使用許可	川崎市役所本庁舎の建物	閉庁日駐車場整理事業の詰所	免除
使用許可	中原区役所の建物	閉庁日駐車場整理事業の詰所	免除
委託契約	本庁舎及び第三庁舎駐車場	開庁日の駐車場整理委託	27,952
委託契約	中原区役所の駐車場	開庁日の駐車場整理委託	6,825
委託契約	公園内球場整備	グラウンド整備業務委託	958
委託契約	等々カグラウンド	グラウンド整備業務委託	4,147

(出典：株式会社川崎球場資料)

※等々カグラウンドのグラウンド整備業務は財団法人川崎市公園緑地協会との取引である。

⑦川崎球場の概要

収容人数 2,000人

面積 敷地 16,772 m²、グラウンド 10,348 m²

諸施設

- ・ スコアボード1基 (縦1.4m×横9m)
- ・ 放送施設 ワイヤレス他 (外部スピーカー5基)
- ・ ロッカー 20名用 1室、5名用 1室
- ・ シャワールーム13ブース
- ・ 会議室 1室
- ・ 貸出用防球ネット 10



6. 財団法人川崎市リサイクル環境公社の管理運営受託施設の概況

(1) 王禅寺余熱利用市民施設（ヨネッティー王禅寺）

当施設はバスで、JR 南武線武蔵溝ノ口駅から 30 分、小田急線新百合ヶ丘駅から 10 分ほどに位置し、隣接する王禅寺処理センターの焼却の過程で発生した余熱を利用した温水プール、老人休養施設、その他トレーニングルーム、会議室、駐車場等がある。

所在 川崎市麻生区王禅寺 1321 番地
建物概要 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造 地下 1 階地上 4 階
延床面積 9,841 m²

竣工年月 平成 2 年 3 月

主要施設

①1 階（温水プール）

競技プール 25m 5 コース、流水プール 幅 3.6m 外周 130m、
すべり台付きプール 39 m²、幼児プール 22 m²

②2 階

トレーニングルーム 276 m²、レクリエーションルーム 129 m²、
ロッカー室、サウナ、浴室等

③3 階

舞台付き大広間 35 畳 (105 m²)、老人休養施設（テレビ、囲碁、将棋等
配備）、図書コーナー、浴室 男女（各 25 m²）、事務室

④4 階

ギャラリー (98 m²)、レストラン、カフェテラス、大会議室他 4 会議室

⑤地下 1 階

駐車場 (116 台収納)

なお、屋外に大型車用駐車場 35 台分あり。



(2) 堤根余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）

当施設は JR 川崎駅、尻手駅からそれぞれ徒歩 17 分、12 分、京浜急行線八丁畷駅から徒歩 7 分ほどに位置し、堤根処理センターの焼却の過程で発生した余熱を利用した温水プール及び老人休養施設がある。

所在 川崎市川崎区堤根 73 番地 1

建物概要 鉄骨造 平屋建一部 2 階建

延床面積 1,395 m²

竣工年月 昭和 57 年 3 月

主要施設

①温水プール 競技プール 25m 6 コース、幼児プール 17.6 m²

②老人休養施設（テレビ、囲碁、将棋等配備）

大広間（舞台付き 28 畳）、和室、浴室

(3) 川崎市橋リサイクルコミュニティセンター

当施設は、JR 南武線武蔵溝ノ口駅からバス利用大原下車、田園都市線梶ヶ谷駅徒歩 15 分にあり、リサイクル用品の展示コーナーの設置、廃食用油から石鹼を作成する実践コーナー、学習室、情報コーナー、修理コーナー、会議室がある。

所在 川崎市高津区新作 1 丁目 20 番 3 号

建物概要 鉄骨 ALC 造 3 階建

竣工年月 平成 5 年 10 月

(4) リサイクルビレッジ

橋リサイクルコミュニティセンターと同様、堤根処理センター及び王禅寺処理センター内において家具等再利用品を市民に展示し、希望者には抽選により提供している。

(5) 川崎市南部リサイクルセンター

資源化処理施設において、川崎市が収集し搬入する空き缶、空き瓶、ペットボトルの受入、選別、プレス、搬出に至る全ての業務に取り組んでいる。なお、王禅寺処理センター、堤根処理センター内でも当該業務を実施している。

所在 川崎市川崎区夜光 3 丁目 1 番 3 号

建物概要 工場棟 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、地上 2 階建

管理棟 鉄筋コンクリート造、地上 2 階建

付属棟 鉄骨造、平屋建

ストックヤード上屋 鉄骨造、平屋建

竣工年月 平成 10 年 3 月

処理能力 72 t / 日（瓶 45 t / 日、缶 20 t / 日、ペットボトル 7 t / 日）

(6) 川崎市生活環境学習室

川崎市がごみの処理にどのように対応してきたか、その歩みと現在の取組みの全て、将来の快適な環境づくりの姿をこの学習室で見、聞き、理解してもらうための場所として設置された施設である。川崎駅からバス利用浮島バスターミナル行き終点下車、徒歩 10 分にある。

所在 川崎市川崎区浮島町 509 番地 1 (川崎市浮島処理センター内)

開館時間 午前 9 時半～午後 4 時

休館日 毎週水曜日 (休日の場合には、直後の休日でない日)

III. 外部監査の結果

1) 廃棄物の処理に関する事業

1. 特殊勤務手当

(1) 概要

『川崎市職員特殊勤務手当支給規則』に定められている特殊勤務手当のうち環境局生活環境部及び施設部に関するものは次のとおりである。

種類	基準	金額	適用範囲
生活環境 業務手当	(1) 日額	750 円。ただし、再任用職員については、600 円とする。	ごみ焼却処分、し尿処理、粗大ごみ処理又は埋立処理に従事する技術職員（獣医師及び化学職を除く。）
	(2) 日額	600 円。ただし、行政職給料表(2)の適用を受ける者(再任用職員を除く。)については450 円とし、化学職(再任用職員に限る。)については300 円とする。	ア 環境局の生活環境部若しくは施設部又はそれらの部に属する事業所に勤務する運転手((4)の手当の支給を受ける者を除く。) イ 環境局の生活環境部若しくは施設部又はそれらの部に属する事業所に勤務する作業員((3)の手当又は(4)の手当の支給を受ける者を除く。) ウ 環境局の生活環境部若しくは施設部又はそれらの部に属する事業所に勤務するボイラー技士及びクレーン操作員 エ 処理センターの化学職
	(3) 日額	450 円。ただし、行政職給料表(2)の適用を受ける者(再任用職員を除く。)については300 円とし、獣医師及び化学職(再任用職員に限る。)については150 円とする。	ごみ焼却処理、し尿処理、粗大ごみ処理又は埋立処理に従事する獣医師及び化学職((2)の手当の支給を受ける者を除く。)並びに計量作業員
	(4) 日額	150 円。ただし、再任用職員については、300 円とする。	ア 環境局の生活環境部若しくは施設部又はそれらの部に属する事業所に勤務する連絡車及び指導車の運転手、生活環境推進員、整備管理者、自動車整備士、営繕員並びにクリーンセンターで 直接運転操作に従事しない作業員 イ 環境局の生活環境部若しくは施設部又はそれらの部に属する事業所に勤務する職員が、 庁舎管理等の作業に従事したとき。
犬猫死体 処理手当	(1) 死体 1 個につき	300 円	生活環境作業員、自動車運転手又は生活環境推進員が、犬又は猫の死体収容作業に従事したとき。
	(2) 従事した日 1 日につき	300 円	収容された犬又は猫の死体の運搬又は処理に従事したとき。
煙道等作業 手当	1 回につき	300 円	煙道又は貯留槽の清掃作業に従事したとき。
生活環境 現場手当	(1) 月額	14,000 円	処理センター、クリーンセンター、生活環境事業所又は埋立事業所に勤務する電気職及び機械職(再任用職員を除く。)
	(2) 月額	7,500 円	処理センター、クリーンセンター、生活環境事業所又は埋立事業所に勤務する事務職員 及び技術職員((1)の手当の支給を受ける者を除く。)並びに技能職員及び業務職員(再任用職員に限る。)
生活環境外勤手 当	従事した日 1 日につき	300 円	環境局の総務部(庶務課工事検査担当に限る。)、生活環境部又は施設部の職員(生活環境現場手当の支給を受ける者を除く。)が、現場に出張して、ごみ、し尿等に接触して行う次の業務に従事したとき。 ア 技術職員による検査、監督等の業務 イ 事務職員による調査、指導等の業務

(出典：環境局資料)

(2) 監査手続

特殊勤務手当の支給根拠の合理性、支給金額の妥当性について検証した。

(3) 監査結果

- ①『生活環境業務手当(4)』については「クリーンセンターで直接運転操作に従事しない作業員や環境局の生活環境部若しくは施設部又はそれらの部に属する事業所に勤務する職員が、庁舎管理等の作業に従事したとき」支給するとされている。しかしこのような庁舎管理等の作業が特殊な勤務であるとは言い難い。
- ②『生活環境現場手当(2)』については「処理センター、クリーンセンター、生活環境事業所又は埋立事業所に勤務する事務職員」に支給するとされている。これは現場の事務職員もまれに直接ごみ処理作業に携わることがあるために支給される手当である。しかし、事務職においてはこれらの作業を日常的に行っているわけではなく、特殊勤務手当を支給する根拠が薄弱である。

これらについては、特殊勤務手当の支給趣旨を再検討し廃止することが望まれる。なお、①②の過去2年における環境局職員に対する支給額は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成14年度	平成15年度
生活環境業務手当(4)	1,815	1,833
生活環境現場手当(2)	17,251	12,396

(出典：環境局資料)

2. 給料の調整額

(1) 概要

『川崎市職員の給料の調整額の支給に関する規則』により、環境局生活環境部または施設部における行政職給料表(2)の適用職員について、給料の調整額(以下「調整額」という。)を支給している。

調整額は、職務の複雑性、特殊性等の事情により、給料月額的一定割合を超えない範囲内で月額を調整するものであり、対象となる職種は、病院または研究所において細菌を取り扱う職員、結核患者に接する看護師、麻薬取締員等が一般的である。

(2) 監査手続

調整額の支給根拠の合理性、支給金額の妥当性について検証した。

(3) 監査結果

川崎市における清掃職員に係る調整額及び特殊勤務手当の平成16年4月時点における支給状況は以下のとおりである。

(単位：円)

調整額の平均支給額	特殊勤務手当の平均支給額	合計額	調整額の支給対象者
31,338	9,200	40,538	生活環境部または施設部勤務行政職給料表(2)適用職員

(出典：環境局資料)

川崎市及び他政令指定都市における清掃職員に係る調整額及び特殊勤務手当の支給の状況は、両制度が併用され調整額と特殊勤務手当が共に支給されている都市が13都市のうち6都市、特殊勤務手当のみが支給されている都市が7都市となっている。

川崎市においては、調整額と特殊勤務手当が共に支給されているところである。しかし、これらは共に、職務内容が著しく危険である、あるいは不快感を伴う労働に対する対価という意味で、支給根拠を同じくするものであり、同一事由に対し、重複して労働対価を支給しているものである。今後は、これらの支給については、整理統合することが望ましい。

調整額の支給の対象となる職種には、処理センターにおいてボイラーやクレーンの作業を実施する職員も含まれている。これらの作業は、機械を操作することによって行われ、また作業現場自体も劣悪な環境下で実施されているものとは言い難い。危険物等が混在しているごみに直接接触れるなどの危険な作業等を実施しているものとは言えないため、このような調整額の支給が本来妥当なものか、再度適用対象とする職種について検討すべきである。

なお、過去2年における環境局職員に対する支給額は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成14年度	平成15年度
給料の調整額	670,614	583,040

(出典：環境局資料)

3. ごみ処理手数料の未納

(1) 概要

①過去3年間の不納欠損額の推移

川崎市は、事業系ごみ、粗大ごみ、犬猫死体、浄化槽、汚泥の処理について手数料を徴収しているが、市が作成した不納欠損額内訳によると、過去3年間にこれらの手数料について、不納欠損としたものが以下のとおり存在する。

(単位：千円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度
135	339	475

②滞留となっている手数料

平成16年11月1日時点において、ごみ手数料について、納期限を超えて収入未済となっているものが以下のとおり存在する。

(単位：千円)

事業所	ごみ	粗大ごみ	犬猫	浄化槽	汚泥	合計
南部	1,104	59	34	99	4	1,300
川崎	10,633	24	6	8	1	10,673
中原	7,049	50	6	95	42	7,243
宮前	3,344	27	8	8	9	3,398
多摩	11,731	228	20	258	19	12,258
合計	33,863	389	74	471	76	34,874

③多額の収入未済となっている件名

現在の収入未済金額はこれまでの不納欠損額の推移に比して多額にのぼっている。収入未済案件のうちの多くは少額の件名であり、倒産・転居先不明等により収入未済となったものであったが、事業系ごみの処理手数料の収入未済の中には多額の滞納がある業者が以下のとおり存在する。

(単位：千円)

事業所	業者名等	金額	収納取組状況
川崎	A株式会社	9,749	分割納金で毎月納金
多摩	有限会社B	6,316	分割納入中。月々訪問集金

(2) 監査手続

各生活環境事業所の収入未済を集計したリスト、回議書、廃棄物処理手数料の分割納付申請書、延滞金内訳、滞納整理簿その他の書類を閲覧し、収入未済が多額にのぼった経緯及び理由、分割払とした経緯及び決裁手続、分割払の計画等を質問した。

(3) 監査結果

①滞留未収入金

(1) ②のとおり滞留未収入金があるが、これらについては今後とも積極的に回収を図っていく必要がある。

②日常の滞納管理

滞納している業者に対しては、庶務係の担当者が電話連絡等により督促を行っているが、督促日、交渉内容、結果等の督促経過を記録した管理簿の整備が不十分である。

1年に1回作成する滞納整理簿には処理てん末欄があり「転居先不明」、「経営者変更」等の記載が見られるが、詳細な記述ができる帳簿ではないため管理状況が明らかにならず、管理の十分性が確認できない。

今後は、件名ごとの管理簿やメモを作成する等してより厳密に管理する必要がある。また、督促の経過、日付等の管理は、業者との交渉や時効の管理の観点からも必須の手続であると考えられるため、現状を改善すべきである。

③分割納付の決定の際の手続

A社及びB社に対する収入未済手数料は、相手先との交渉の結果、『地方自治法施行令』第171条の6に基づく分割納付申請により分割納付としている。その決定の際、相手先の貸借対照表、損益計算書等を入手して財務状況を検討する等の手続を実施していない。しかし、相手先が債務の全部を一時に履行することが困難か(分割納入を認める必要性があるか)どうか及び分割納入を認めた場合、その分割納入計画の履行可能性を検証するために、このような手続を実施すべきである。

④長期滞納案件の管理

A社及びB社に対する未収金額はいずれも1年以上の長期に亘って滞納されてきたものである。こうした案件については、まず②で述べたような管理手続を行い、適時に状況を把握しておくことが必須である。

また、こうした案件に適切に対処するため、一定期間の滞納で搬入を停止させることも検討すべきである。これにより、現在のような多額の未収金が滞留する事態を回避できた可能性がある。今後同様の事態が生じた場合にはこうした手続を実施して、延滞金額が多額にのぼらないよう適切に管理する必要がある。

2) 財団法人川崎市リサイクル環境公社

1. 公社に対する空き缶・ペットボトル及び空き瓶の資源化処理業務

(1) 概要

川崎市は財団法人川崎市リサイクル環境公社（以下「公社」という。）に、南部リサイクルセンター、王禅寺処理センター及び堤根処理センターにおける空き缶・ペットボトル及び空き瓶の資源化処理業務を委託している。資源化処理業務は、具体的には、以下の業務からなる。

- ①南部リサイクルセンターの施設の管理運営業務（保守点検整備、月報及び日報の記録及び整備、施設見学等に関する受付及び案内、必要な物品の調達及び管理等）
- ②南部リサイクルセンターでの空き缶、ペットボトル、空き瓶の資源化処理（受入、選別、保管搬出）、使用済み乾電池の受入業務
- ③堤根処理センター及び王禅寺処理センターでの同様の業務

契約方法は随意契約によっている。また、公社は業務の大半を再委託しており、その多くが随意契約によっている。

(2) 監査手続

当該契約に係る、回議書、委託契約書、契約書に添付されている仕様書等、公社から民間事業者への委託（再委託）に係る回議書、委託契約書、契約書に添付されている仕様書、業務委託完了届、作業日報、日常点検表等の各種書類を閲覧し契約内容及び手続の適正性について検討した。

(3) 監査結果

①川崎市から公社への業務委託

公社は、川崎市から随意契約により資源化処理業務を受託しているが、当該契約を随意契約によっているのは、以下の事項により確実かつ円滑な業務が期待できるとの理由によるものである。

- ・公社はリサイクル等を目的に設立された団体であること。
- ・すでに川崎市からリサイクル施設の運営等の実績を有していること。

しかし、公社は資源化処理業務の中心である空き缶・ペットボトル資源化処理業務、空き瓶選別作業、施設警備、設備保守点検、清掃等の作業等を再委託している。また、公社の平成15年度における資源化処理業務受託による収入は282,348千円である一方、外部への委託費の金額は258,696千円であり、業務のほとんどが再委託である。

このような現状に鑑みると、必ずしも公社が随意契約の理由とされるリサイクル施設の運営等の実績を有しているとは言い難く、また公社でなければ当該業務を実施できないものでもなく、随意契約としている根拠が薄弱である。川崎市が再委託先に直接委託することで委託費を削減できる可能性が高いことから、契約方法について改善すべきである。

②公社の再委託先

公社が外部に再委託している業務の契約方法は、資源化処理業務の中心である空き缶・ペットボトル資源化処理業務及び空き瓶選別作業をはじめとして、ほとんどが随意契約であり、見積合わせを行っているものも少ない。

i) 空き缶及びペットボトル資源化処理業務の再委託

空き缶及びペットボトル資源化処理業務は、市内の複数の資源回収業者により設立された協同組合に委託されている。公社が同業務を随意契約によっている理由は以下のとおりである。

- ・ これまでも廃棄物行政に貢献しており最も信頼性が高い。
- ・ 処理作業に必要とする知識を有する人材及び機材等を確保しており、経費節減の面からも有利である。

確かに現在の委託先は上記のような有利性を保持している団体であることは否定できないものの、他にも同様の有利性を持った業者が近隣他市にも存在するという点であり、上記をもって随意契約によることが妥当であるとは言えない。今後は選定対象を他の業者にも広げ、競争入札を行うなどして、業務の質及び経済効率を高めるべきである。

また、今後も随意契約による場合であっても他業者との見積合わせを実施する等により契約価格の妥当性の検証については数年に1回程度は最低限実施すべきと考えられる。実際、平成15年度は、予定価格137,594千円に対して契約額は137,591千円であり、落札率は99.9%と非常に高くなっている。

ii) 空き瓶選別作業の再委託

空き瓶選別作業は市内のA社に再委託されている。公社が同業務を随意契約によっている理由は以下のとおりである。

- ・ 川崎市の廃棄物資源化処理業務を長年受託している。
- ・ 資源化物の流販通路の確保等の面からみて最も信頼性が高い。
- ・ 処理作業に必要な人材と機材を確保していることから新たな機材等の購入等が不要となり、経費削減につながる。

しかし、長年受託しているということは直接の理由にならない。また信頼性が高い、経費削減につながるなどの理由については、現状では市内に他の業者がなく、市外の同業者との見積合わせ等も行っていないとのことであるから、信頼性が高いのか、また、経費削減につながっているのかは不明である。実際、平成15年度は、予定価格100,948千円に対して契約額は100,846千円であり、落札率は99.9%と非常に高くなっている。同業務についても競争入札や見積もり合わせ等により業務の質及び経済効率を高めるべきである。





2. 廃食用油回収委託契約

(1) 概要

処理対象廃棄物の減量化・再資源化のため従来から市民団体が実施し、公共性の強い廃食用油回収を支援するため、回収・計量業務を下記のとおり委託している。

委託先	契約金額	業者選定方法
株式会社C	816 千円	随意契約

なお、随意契約によっている理由は、当該業者は川崎市民（5千人）と労働組合等の出資で創設、障害者や高齢者を雇用して、廃食用油の回収・再利用（粉石けん製造・販売）を行い、社会や地域に有益な事業を共同出資、共同運営、共同作業で行っており、また、川崎市においても実績があり、本業務の委託先として適しているためとしている。

(2) 監査手続

回議書、契約書等を閲覧し契約内容について検討した。

(3) 監査結果

当該取引については公社の寄附行為に定めるいかなる事業目的と合致するのか不明である。また、民間営利企業と随意契約によっているがその合理的理由も不明確である。金額自体は大きくないもののこのような不透明な取引については見直すべきである。

3. 費用弁償（旅費）

(1) 概要

公社では理事会、評議員会の参加につき1人1回10千円を支給（市職員は除く。）している。しかし、これについては費用弁償であるのか交通費の支給であるのか判然としない。

(2) 監査手続

理事会、評議員会開催における費用弁償または旅費の支給が規程に則っているか、また、その額が合理的なものであるか検討した。

(3) 監査結果

費用弁償については『財団法人川崎市リサイクル環境公社費用弁償に関する規程』第1条第2項において「費用弁償の額は、理事長が定める。」としているが、具体的に理事長が金額を定めたものはない。

また、旅費については『財団法人川崎市リサイクル環境公社旅費支給規程』第8条第1項において「鉄道往復100キロメートル・・・・・・未満の場合における運賃は、実費とする。」とされている。公社の理事、評議員は川崎市及び横浜市並びに東京23区在住であることからこれに該当すると考えられるが、上記のとおり一律10千円支給されている。

現行の10千円支給についてはその位置付けを明確にし、規程を再整備し、これに則った処理を行うことが必要である。

4. 運営補助金

(1) 概要

公社は川崎市より事業運営補助金の交付を受けている。これについて、『財団法人川崎市リサイクル環境公社補助金交付要綱』第2条において川崎市から公社への補助金の交付対象は次のように定められている。

- ①余熱利用事業
- ②リサイクル啓発事業
- ③資源化処理事業
- ④その他、この法人の目的達成のために必要な事業

また、過去3年間における補助金交付額は次のとおりである。

(単位：千円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度
233,412	215,004	209,478

(出典：環境局資料)

(2) 監査手続

補助金の使途及び事務関連手続が交付要綱に準拠しているか確認した。

(3) 監査結果

- ① 川崎市では「補助金収支計算書」の提出を受けているのみであり、その支出内容を証する資料との照合を行っていない。補助金の使途についての検査を実施する必要がある。

また、補助金交付時に川崎市が添付している補助金交付額明細書における予算金額を超過して決算している項目があるが、その理由については「補助金収支計算書」に記載された簡単な支出理由のみの報告しか受けていない。その承認は詳細な報告により内容を検討した結果に基づくことが必要である。

- ② 公社には川崎市から運営費補助金と運営委託費（平成 15 年度 437,651 千円）とが交付されているが、両者はどちらも運営事業費に対する交付であり、その関係において、公社がそれぞれから支出すべき内容が不明確である。つまり運営費補助金と運営委託費に分けて交付している明確な理由が見当たらない状況にある。しかも、公社が作成報告する補助金の収支計算書に計上されている内容は単に補助金額合計が一致するように項目ごとの金額を作成しているものであり、意味のあるものとは言い難い。公社への運営費交付については適切な経費区分で執行させるとともに、その使途に関しても特定し適切な管理を行うことが必要である。

5. 余熱利用施設を利用した自主事業（文化活動事業）

(1) 概要

公社ではヨネッティーにおいて文化活動事業等の自主事業を実施している。その内容は i) さわやか体操、エアロビクス、ヨガ、油絵、きもの着付け等のカルチャースクール、ii) ガラス工芸講習会、iii) 水泳教室、アクアエクササイズである。また、その収支は次のとおりである。

i) カルチャースクール

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
収入	14,164	14,580	17,979
支出	8,317	8,569	11,282
収支差額	5,846	6,010	6,696

(出典：財団法人川崎市リサイクル環境公社決算書)

ii) ガラス工芸講習会

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
収入	948	1,398	1,326
支出	1,440	1,440	1,440
収支差額	△492	△42	△114

(出典：財団法人川崎市リサイクル環境公社決算書)

iii) 水泳教室、アクアエクササイズ

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
収入	4,801	4,745	3,651
支出	3,975	3,954	3,843
収支差額	826	791	△192

(出典：財団法人川崎市リサイクル環境公社決算書)

(2) 監査手続

事業内容及び収支内容の妥当性について検討した。

(3) 監査結果

- ① 上記事業はヨネッティー施設を使用して実施する事業であるが、その施設利用は行政財産の目的外使用に該当する。このため公社では行政財産の目的外使用許可を受けるとともに目的外使用料を川崎市に対して納付する必要がある。
しかし、上記事業のうち ii) ガラス工芸講習会、iii) 水泳教室、アクアエクササイズについては目的外使用許可を受けていない。したがって、目的外使用料についても納付していない。今後、目的外使用許可を受ける必要がある。
- ② 上記のように ii) ガラス工芸講習会は過去3年間、iii) 水泳教室、アクアエクササイズについては平成15年度について赤字となっている。これらの事業は公社が実施する主たる公益事業である資源リサイクルに関する事業の財源とするため附随的に行われる事業である。したがって、これら事業が長期的に赤字が継続するようであれば、公益事業の財源とする趣旨が達成されないばかりでなく、逆に公益活動に支障を来すことにもなりかねないため、事業の継続について将来予測を踏まえ検討する必要がある。なおこの際、公社運営費は川崎市からの運営補助金、運営委託料により賄われている実態を踏まえ、iii) 水泳教室、アクアエクササイズについては事業自体が赤字であっても、一方で、入場者数増加効果により川崎市の収入としての施設使用料は増加することに留意し、両者合計での収支状況により事業継続に関する判断を行う必要がある。

6. 現金過不足の対応(王禅寺余熱利用市民施設)

(1) 概要

川崎市と公社との委託契約書第10条では、「乙(公社)は、『川崎市余熱利用市民施設条例』第6条及び『同施行規則』第4条に掲げる使用料を収納したときは、その収納金を甲(川崎市)の指定する払込書により、速やかに川崎市指定金融機関、川崎市指定代理金融機関または川崎市収納代理金融機関へ払い込まなければならない。」とされ、あるべき入金額と実際収入金額に、差額が生じた場合の手続について、詳細に定められていない。

(2) 監査手続

ヨネッティー王禅寺で実際の入金処理にあたっての業務フローを質問し、帳票を閲覧した。また、現金過不足の処理を質問した。

(3) 監査結果

実際の入金額があるべき入金額より多かった場合にその資金を保管しておき、実際の入金額があるべき入金額より少ない場合にその保管金から補填を行っていた。なお、差額の要因は集金機械の信頼性が必ずしも完全ではないためということであった。

これについては、まず、現金過不足が生じた場合、どう処理するのかを委託契約書で取り決める必要がある。かつ、原則として実際金額とあるべき入金額、差額が生じた旨の報告を川崎市に行うべきであり、その差額については機械の改良の可否を検討するなど、発生原因を追求して業務改善に役立てることが必要である。

3) 緑に関する事業

1. 料金収納業務

(1) 概要

運動施設の料金収納業務は、川崎市公共施設利用予約システムである「ふれあいネット」を利用した収納を主として、一部を財団法人川崎市公園緑地協会へ料金収納業務を委託している。ただし、一部の施設については、公園事務所が直接料金収納業務を行っている。また、公園内行為許可の使用料についても、公園事務所が直接料金収納業務を行っている。

中部公園事務所及び南部公園事務所が料金収納業務を行っているものは、以下のとおりである。

(中部公園事務所所有料運動施設)

施設名	専用使用料	個人使用料
等々力屋内野球練習場	1時間 650円	
等々力陸上競技場	4時間 13,000円	18歳以上 200円 13歳以上 18歳未満 100円
古市場陸上競技場	4時間 900円	

(出典：環境局資料)

(南部公園事務所所有料運動施設)

施設名	専用使用料	個人使用料
富士見弓道場	4時間 5,000円	2時間 18歳以上 200円 13歳以上 18歳未満 100円
富士見相撲場	4時間 5,000円	2時間 18歳以上 200円 13歳以上 18歳未満 100円
富士見陸上競技場	4時間 6,500円	18歳以上 200円 13歳以上 18歳未満 100円

(出典：環境局資料)

(公園内行為許可)

区分	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1日につき	1,000円
業として行う写真の撮影その他これらに類する行為	1日につき	5,000円
業として行う映画の撮影その他これらに類する行為	1日につき	10,000円
興行	1日1㎡につき	10円
競技会、集会その他これらに類する催し	1日につき	1,000円
展示会その他これに類する催し	1日につき	2,500円

(出典：環境局資料)

上記の運動施設使用料については原則として使用申込時に発行する施設使用券と引換に料金を受領し、公園内行為許可使用料についても原則として許可証の発行時に料金を受領しているが、納入通知書を発行・送付することで後払いとなる場合もある。後払いのものについては期限内に入金されず滞納が発生することがあり、1ヵ月に1度程度、滞納整理簿をもとに納入期限を過ぎても未入金である相手先に対する督促を行っている。

運動施設使用料と公園内行為許可使用料の滞納状況（ふれあいネット利用の滞納分を含む。）は下記のとおりである。

(単位：千円)

事務所名		発生年度					合計
		平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	
西部公園事務所	件数	0	1	1	2	2	6
	金額	0	1	3	5	20	29
中部公園事務所	件数	2	3	4	4	11	24
	金額	15	35	75	215	280	622
南部公園事務所	件数	2	2	2	2	2	10
	金額	11	73	71	115	265	537
北部公園事務所	件数	0	1	2	1	3	7
	金額	0	73	25	105	60	263
合計	件数	4	7	9	9	18	47
	金額	26	182	175	442	625	1,451

(出典：収入未済繰越調書)

※平成11年度～平成14年度分は平成16年3月末現在、平成15年度分は平成16年5月末現在、件数は調定件数、ふれあいネットを利用した滞納を含む

なお、現金で使用料を徴収する際には、現金の受領と同時に使用券を発行し、半券を保管する手続を行っている。この使用券については、一定冊数を購入し、事務所内で保管し、1冊の使用が終わると次の番号が付されたものを使用することになる。

(2) 監査手続

中部公園事務所及び南部公園事務所へ往査し、規程に従い適切な料金収納業務が行われているか確認した。

また、収納金の管理に係る統制手続及び滞納管理の適切性を検討した。その他、使用券の取得及び管理状況を聴取するとともに、実際の保管場所で使用券及び管理台帳を実査し、使用券の連番管理や使用済み使用券の保管状況を確認した。

(3) 監査結果

① 収納金の管理

現在、日々の収納金残高の管理については、他者による管理・監督がなされているのか不明瞭な状況にある。収納金の内訳及び総合計を記載した内訳書を作成し、作成者と査閲者の確認欄を設け、日々の収納金残高をチェックする手続を行う必要がある(南部公園事務所、中部公園事務所)。

また、つり銭資金についても同様に金種表を作成するとともに、定期的の実査を行い、管理を行う必要がある(中部公園事務所)。

② 使用料徴収方法の規程上の位置付け

公園内行為許可使用料の徴収方法は、『川崎市都市公園条例施行規則』第3条第2項で「使用料は許可の際徴収する」と規定されており、許可の際に徴収することとなっている。しかし、天候等の影響で使用中止になる場合もあり、使用確認を行ったうえで後日徴収を行っているものが見受けられる。

また、有料施設使用料についても、『同施行規則』第6条第3項で「使用料は使用券交付の際徴収する」と規定されており、原則として使用券交付の際に徴収することとなっている。しかし、公園事務所において納入通知書を発行・送付し、後日徴収を行っている場合がある。なお、『同施行規則』第6条第3項の但書として「市長が特に認めた場合は、この限りでない」と規定されているが、これらの取引はいずれも「市長が特に認めた場合」にも該当しなかった。

『同施行規則』では、公園内行為許可使用料は後払いを認めておらず、また、有料施設使用料はふれあいネットを利用して納入するもの以外は原則として後払いを認めていないため、収納方法を速やかに改善する必要がある。

③ 未収入金の管理

滞納管理は行っているとのことであったが、連絡日、先方の回答結果、入金予定日等を記載した滞納管理の台帳は作成していないため、滞納管理の状況を把握することができなかった。滞納管理の台帳を作成し、未収の経緯や交渉の結果等の証跡を残しておく必要がある。また、1ヶ月に1度程度は上位者が滞納管理状況の確認を行う等、チェック体制を整え適正な公金の管理を行う必要がある（中部公園事務所、南部公園事務所）。

また、納入通知書による後払いではなく、現金を公園事務所へ後日持参して支払う後払いの場合もあり、その場合は手書きの受付簿へ入金状況を記載することで滞納管理を行っており、数ヶ月間未入金であっても納入通知書が速やかに発行されていないものが見受けられた。納入通知書が発行されない場合は、滞納整理簿にも記載されないため未収入金把握の網羅性が担保されないおそれがある。後払いのものについては、速やかにすべての案件について納入通知書を発行・送付する必要がある（南部公園事務所）。

④ 施設使用券の管理

使用券の保管状況を確認したところ、何冊購入して、現在何冊使用しているのか台帳に記載のないものが散見された。規則上、使用券の保管に関する取扱いについて、特段の定めはないとのことであるが、当日の利用枚数の確認と報告を行うだけではなく、何冊使って何冊残っているかを台帳で管理するとともに、少なくとも月次ごとに、使用券の取扱者と保管責任者以外の者が立会い実査を行うべきである。なお、使用券は番号順に使用に供することを原則とし、また発行した際には、当然半券部分は残しておくべきである（陸上大人券は券番号 00701 番台の束から使用しているが、00601 番台は使っていない。また陸上大人券 00701 番、相撲学生券 301 番については、半券を紛失している。）。なお、受払の台帳については、原則として様式を統一し、受払確認印を押印して管理するべきである（南部公園事務所）。

2. 契約事務

(1) 概要

『川崎市契約規則』第 25 条においては、随意契約により契約を締結しようとするときは、『同規則』第 13 条第 1 項及び第 14 条の規定に準じて、「予定価格を定めなければならない」旨が規定されている。

(2) 監査手続

契約事務が適正に行われていることを確認するために、①規程に従い予定価格書の作成が適正に行われているか、②指名競争入札及び随意契約の適用は要件を満たしているか、③契約相手の選定は適正に行われているか、④契約手続は適正に行われているかの検討を行った。

(3) 監査結果

公園維持管理等の委託に係る契約事務において、以下の取引については予定価格書を作成していない。

不当な高値による落札を防ぎ、競争の公正性を確保するためには、予定価格の決定は厳正かつ公平になされなければならない、過去の実績や業者の言値等に安易に依拠するのではなく、当該実績や業者見積が市場価格から勘案して妥当であるかどうかについての検討が重要である。

公園維持管理等の委託契約において随意契約を行っているものについては予定価格を決定し予定価格書を作成していなかったため、『川崎市契約規則』第25条に従い予定価格の決定及び予定価格書の作成を行い、適正な契約手続を執る必要がある。

随意契約による委託契約

(単位：千円)

担当課 (公園事務所)	件名	契約金額	契約業者名
南部	南部公園事務所ほか警備業務の委託について	4,233	A
	富士見・大師公園内運動施設等の管理業務、富士見公園の維持管理業務及び一部の使用料収納事務委託	20,717	(財)川崎市公園緑地協会
	大師・桜川公園内施設等の管理業務及び維持管理業務委託	30,376	(財)川崎市公園緑地協会
中部	等々力陸上競技場維持管理業務委託	64,722	(財)川崎市公園緑地協会
	中部公園事務所管内運動施設の管理業務及び一部の使用料収納事務委託	79,236	(財)川崎市公園緑地協会
	つり池の使用料収納事務及び管理業務委託	12,139	(財)川崎市公園緑地協会
	等々力陸上競技場大型映像装置維持管理業務委託	7,323	B
	等々力陸上競技場大型映像装置放映業務委託	3,675	B
	中部公園事務所ほか7か所警備委託	3,273	A
	平成15年度中原平和公園維持管理業務委託	2,809	(財)川崎市公園緑地協会
北部	生田緑地植生管理協議会運営業務委託	1,669	C
	北部公園事務所ほか管内施設警備委託	2,912	A

3. 公園用地の取得

(1) 概要

川崎市における用地の取得については、総合企画局や財政局が中心となって、市全体において調整が図られ具体的に決定されている。また、用地の取得については土地対策計画書が作成され、計画に従って取得が進められることになっている。公園用地の取得の方法については、川崎市土地開発公社や先行取得等事業特別会計からの当初目的に従った取得や当初目的の変更による取得等が挙げられる。

(2) 監査手続

取得方法のうち、平成15年度に実施された公社からの公園用地取得について、土地売買契約書等を閲覧し、売買が適切かつ速やかに実施されているか確認するとともに、その内容について状況を聴取した。

(3) 監査結果

以下の土地については、川崎市土地開発公社から平成 15 年度に取得したものであるが、実際には取得年度以前から既に公園として供されていたものである。個別の事情があるとしても、本来、土地開発公社との間で、正式な取り決めに基づき、買取期間を具体的に定めるとともに（供用日までに買取）、その計画に基づいて取得すべきである。

公園名	土地開発公社の 取得年月	川崎市の 取得年月	経緯
白幡台 第二公園	平成 3 年 3 月	平成 15 年 6 月	神社から借りていた土地を公園として使っていたが、土地の返却依頼を受け、公園存続のため、公社が買取したものである。
御幸公園	平成 5 年 1 月	平成 15 年 6 月	昭和 15 年には、公園用地の全てが取得済みとされていたが、後日一部買取がなされていないことが判明し、相続の関係から買取の要請があり、公社が買取したものである。

(出典：第 2 次総合的土地対策計画書)

また、川崎市の第 2 次総合的土地対策計画書の中には、公社から今後取得する予定の公園用地及び緑地保全用地が掲げられている。公園と異なり、ほとんど整備する必要がない以下の土地については、その存在自体が緑地保全という目的をほぼ達成しているものと考えられ、本来、速やかに取得することが望まれる。

(単位：千円)

土地区分	平成 15 年度に おける公社の簿価	処分方針	公社処分 予定年度
王禅寺内 公共用地	958, 998	緑地として川崎市が再取得	平成 17 年度
都市計画多摩緑 地保全地区用地	386, 190	当初目的で川崎市が再取得	平成 18 年度

(出典：第 2 次総合的土地対策計画書の処分計画)

4) 財団法人川崎市公園緑地協会

1. 受託事業

(1) 概要

これまで公の施設の管理運営は自治体の直営が原則とされ、外部に委託する場合には、自治体が一定以上の出資をした法人に限定されていたが、平成15年に『地方自治法』が改正され、地方自治体が指定する指定管理者に管理を代行させる指定管理者制度が導入された。ただし、この制度は地方自治法上施行後3年間（平成18年9月1日まで）の猶予期間が与えられている。現在、財団法人川崎市公園緑地協会（以下「協会」という。）は、従来の管理委託制度に基づき川崎市から公園及び運動施設の管理を受託している。指定管理者制度は各自治体においても導入され始めており、川崎市においても、①住民サービスの向上、②行政コストの削減を図るため、同制度の導入の検討を諮る時期に来ているものと考えられる。また、指定管理者制度導入までの従来の管理委託制度の下においても、当然効率的な運営を図るべきものである。協会の川崎市からの受託事業は主に公園施設の管理運営業務（野球場、サッカー場、テニス場含む）、陸上競技場の管理運営業務、その他管理運営業務である。

(2) 監査手続

協会の決算書入手するとともに、その財務構造を分析した。また必要に応じて、契約内容の確認を行い、その妥当性について検討を実施した。

(3) 監査結果

- ① 川崎市から受託している事業とその受託料、また、これに対応し協会がこの業務を外部に委託している部分は下記のとおりである。

(単位：千円)

各受託の内訳項目	受託収入	受託事業費 ①	委託費合計 ②	再委託割合 ②/①
運動施設受託収入	78,138	75,091	36,906	49%
陸上競技場受託収入	61,640	50,721	48,852	96%
つり池受託収入	11,560	12,169	4,660	38%
プール受託収入	55,884	47,331	41,920	89%
ばら苑受託収入	12,689	15,195	1,932	12%
伝統工芸館受託収入	5,599	4,684	4,416	94%
さかなの家受託収入	517	448	448	100%
大師公園等受託収入	47,860	35,756	10,746	30%
市営霊園受託収入	74,680	77,461	6,043	8%
王禅寺ふるさと公園受託収入	8,163	6,001	—	0%
合計	356,733	324,862	155,926	48%

(出典：協会決算書)

上記で明らかなように、業務によっては、協会が外部に再委託している割合が高い結果となっている。

受託している公園の管理業務自体の性質は、協会でなければ実施できないというのではなく、また、協会自身の努力によって収益が大幅に拡大するものとも思われない。

指定管理者制度では民間企業も公の施設の管理対象者となるため、川崎市は委託している事業内容について再度検討し、他の団体へ委託することも視野に

入れる必要がある。このため、協会は今後、競争力を高め、市民サービス向上に貢献する位置付けを確保しておく必要がある。

- ② 協会の収支構造を分析すると、川崎市からの公園管理等の受託料は 356,733 千円であり、これに直接対応する費用の合計は 324,862 千円、その他協会自身の管理費が別途 49,328 千円かかるため、結局差し引きで 17,457 千円（＝ 324,862＋49,328－356,733）の財源を別途確保する必要がある。この主な財源は、公園事業特別会計のうち、主に川崎市から管理許可を受けた駐車場運営による収支差額 92,196 千円（＝駐車場収入 185,948 千円－駐車場事業費 93,751 千円）に基づいている。すなわち、公園駐車場を管理運営した結果に基づき穴埋めしている状況となっている。公園管理を委託するのであれば、この委託料は、適切な水準にするように見直し、透明性を高めるべきである。

2. 財団法人川崎市公園緑地協会屋上緑化等助成事業

(1) 概要

協会は「財団法人川崎市公園緑地協会屋上緑化等助成事業」を実施している。『同実施要領』によると屋上・壁面を花とみどりに触れ合える場として再生し、もって地域コミュニティーの場を形成することを目的とした、屋上緑化等に対する助成を実施するものである。

また、助成の金額は、

①緑化等に要した経費の 2 分の 1 に相当する金額とし 100 万円を限度とする。

②助成対象経費は緑化面積 1 m²あたり 2 万円を限度とする。

③助成額は緑化面積 1 m²あたり 1 万円を限度とする。

(ただし、リサイクル材を利用するものについては①②③の金額はそれぞれ 20% 増とする。)

とされている。

(2) 監査手続

補助金の使途及び事務関連手続が協会の補助金交付要綱に準拠しているか確認した。

(3) 監査結果

- ① 実施要領に規定する助成金額を超過して交付している疑いのあるものが見られた。A 氏宅の屋上緑化工事はリサイクル材を用い 94 m²について実施され、1 m²あたりの工事費は 18,947 円であり、合計工事費は 1,781,018 円であった。

上記の場合、正規の助成額は工事費の 2 分の 1 の 890,509 円となる (1 m²あたり 1 万円の限度もクリアしている。)

しかし、当該助成に関しては正規の助成金額に 20% 増とし、1,068,610 円を助成している。このケースでは 1 m²あたりの工事費は 18,947 円であるため限度枠 2 割増のメリットは実質的には享受できないものと考えられる。

しかし、『同実施要領』の文言に一部不明瞭な点があり、リサイクル材使用の要件を満たせば 20% 増とも解釈できなくない状況であったことから上記のような取り扱いをしたものである。したがって、解釈次第では『同実施要領』に反する疑いもあることは事実である。さらに、他の助成者との衡平性の観点からも『同実施要領』に複数の解釈が生じることがあっては問題である。実施要領の規定が明確になるように速やかに改定することが必要である。

- ② 『同要綱』第13条において、助成事業者は事業が完了したときは速やかに理事長に完了報告を提出しなければならないとされ、実績に関する書類（領収書等）を添付するものとされている。しかし、領収書等支出を証明する書類を入手していないものが散見された。助成金に関しては必ず当該支出が助成目的に合致しているか、助成金額の算定は適正か等について確認手続を励行する必要がある。

3. 川崎市民有地緑化推進事業補助金

(1) 概要

協会は「財団法人川崎市公園緑地協会緑化助成事業」を実施している。当該事業は緑地保全及び緑化推進、樹木保存事業等に関し助成するものである。

(2) 監査手続

補助金の使途及び事務関連手続が協会の補助金交付要綱に準拠しているか確認した。

(3) 監査結果

- ① 補助対象者からセレサ川崎農協に補助金申請業務が委任され、セレサ川崎農協からの申請で補助金交付を行っているものがある。これは補助が少額かつ補助対象が多数であることから手続の簡便性を図るための方策であり一定の合理性が認められる。しかし、当該委任状は川崎市が保管しており、補助者である協会は委任状の存在を認知しないまま、直接の補助対象者ではないセレサ川崎農協に補助金を交付していた。このような場合、委任状を入手し委任関係を適切に確かめた上で補助金を交付する必要がある。また、協会は最終的に補助金が助成対象者に交付されているかの確認を行っていない。これについても事後確認を行うことが必要である。

- ② 当該補助金については緑化に関する川崎市の基本方針「かわさき緑の30プラン」において緑被率30%の目標が継続する限り負担する方向にあるものである。一方、協会では緑地保全に関する普及啓蒙活動を実施しており、当該活動による効果として市民による自主的な緑地保全意識の向上も期待される場所である。

助成対象事業中、住宅地の進行等により保全への影響を顕著に受ける保存樹木については減少傾向となっており、ここ10年間に20%ほどの減少が見られることから、必ずしも助成制度による保全効果が有効に機能しているとは言えない部分も見受けられる。今後は金銭交付によるインセンティブから、啓蒙効果による自主的な保全意識の醸成や市民活動による保全へのシフト等、その方向性を検討していくことも必要と考えられる。そのためにも、法人活動としての啓蒙活動の目標設定及び効果の客観的把握が今後重要であり、これらを見据えながら、補助金のあり方について検討することも必要と考えられる。

4. 公園事業特別会計（駐車場の運営）

（1）概要

協会が、利用者から徴収する利用料金は（表1）のとおりであり、これに対して、川崎市へ納める使用料金は『川崎市都市公園条例』に基づき管理許可1㎡あたり月額150円、設置許可1㎡あたり月額100円となっている。

（表1）

駐車場名	面積（㎡）	収容台数	料金
生田緑地			普通車
ゴルフ場前	5,411	214	2時間以内400円
東口	3,300	185	超過30分ごと50円
西口	1,600	73	バス
等々力緑地			2時間以内1,000円
中央	3,200	135	超過30分ごと250円
南	2,495	71	
東	4,117	158	
市民ミュージアム前	6,598	323	
大師公園	2,419	63	
王禅寺ふるさと公園			普通車・バス
	1,819	63	1時間以内300円
			超過30分ごと50円
計 9ヶ所	30,959	1,285	

（出典：環境局資料）

また、上記駐車場の管理運営について、機械精算の方法を採用している上に、人員を配置しており、また管理も委託している部分が（表2）のようにある。

（表2）

駐車場名	委託の有無	従事延べ人数
生田緑地ゴルフ場前	直営	—
生田緑地東口	直営	
生田緑地西口	直営	5
等々力緑地中央	委託	—
等々力緑地南	委託	—
等々力緑地東	委託	—
市民ミュージアム前	委託	—
大師公園	直営	3
王禅寺ふるさと公園	直営	3
計		11

（出典：環境局資料）

※臨時駐車場は除く。

（2）監査手続

川崎市との間における駐車場管理許可の内容を確認するとともに、その金額の算定根拠の妥当性の検討を行った。

(3) 監査結果

- ① 生田緑地の東口駐車場の立体部分については、当初岡本太郎美術館開館による集客数増加を見込み増設したものであったが、この立体部分については管理許可使用料を徴収していない。現状では、駐車場の平面の区域面積に対して管理許可をしているが、立体部分についても実質的には管理区域と認められるため、今後は管理許可面積に加え、使用料金を徴収する等許可内容の見直しが必要である。



(生田緑地東口駐車場)

- ② 平成 15 年度決算によると、公園事業特別会計の駐車場収入は 185,948 千円であり（生田緑地ゴルフ場前は除く）、一方川崎市へ納める管理許可使用料は、36,784 千円（臨時駐車場を除く。）である。この駐車場について、川崎市は協会に管理許可しているが、（表 2）のように協会はその管理をさらに委託している箇所が 4 箇所ある。その箇所について、川崎市は委託の必要性や許可を受けている協会と直接実際に管理している業者の業務分担等を調査し、管理許可の実態に問題がないか検討する必要がある。

また、駐車場収入に占める川崎市への管理許可使用料の納入額は約 20%（平成 15 年度）であり、管理許可使用料の割合が低い。駐車場収入は公園の利用状況や天候等により変動する要素もあるが、収益の実態にあわせて管理許可使用料の適用単価を柔軟に対応できるよう改善が必要である。



(等々力緑地中央駐車場)

5) 株式会社川崎球場

1. 富士見公園内川崎球場の管理許可

(1) 概要

富士見公園内川崎球場については、株式会社川崎球場（以下「会社」という。）からの「公園施設管理の許可申請書」に基づき、これを許可している。管理許可使用料の算定については『川崎市都市公園条例』第12条、及び『同条例施行規則』第10条を適用しており、これによると川崎球場は「その他（の公園施設）」に該当し、市長がその都度定めるものとされ、1㎡につき月額100円とされている。

管理許可物件	敷地面積	16,772 ㎡	内訳	グラウンド	10,348 ㎡
				築山	2,700 ㎡
				管理区域	3,724 ㎡
建物面積	1,167.92 ㎡	内訳	球場事務所	151.04 ㎡	
			更衣室	147.80 ㎡	
			電機室	55.82 ㎡	
			雨天練習場	483.04 ㎡	
			トレーニング場	145.80 ㎡	
			ダッグアウト（1 塁側）	26.00 ㎡	
			ダッグアウト（3 塁側）	19.80 ㎡	
			センター倉庫	138.62 ㎡	

（出典：環境局資料）

(2) 監査手続

「公園施設管理の許可申請書」等の書類を閲覧して内容を検討し、管理許可が『都市公園法』に準拠しているか、また管理許可使用料の算定が『川崎市都市公園条例』及び『同施行規則』に準拠して徴収されているか確認した。

(3) 監査結果

①使用料の減免措置

川崎球場の管理許可に関し『川崎市都市公園条例』及び『同施行規則』の規定により市長が定めた使用料に基づき算定される金額は次のとおり 21,528,000 円となる。

敷地部分	100 円/㎡/月 × 16,772 ㎡ × 12 ヶ月 =	20,126,400 円
建物部分	100 円/㎡/月 × 1,168 ㎡ × 12 ヶ月 =	1,401,600 円
	条例等による金額	21,528,000 円

なお、『同条例』第21条により「市長は相当の理由があると認めるときは、使用料・・・を減免することができる」とされており、会社では減免を申請し、その理由は「観覧席収容者数の減少により、社会人野球、大学野球、高校野球等の硬式野球および社会人アメフトリーグ I 部公式戦などの大きなイベントが開催できなくなり、会社の経営が大変厳しい状況であるため施設使用料の減免について申請しているものである。」とされている。川崎市はこれらの理由に加え、公共性の見地から減免措置を行うことが妥当であるとし、敷地部分に関し 75%、建物部分に関し 50%の減免を実施している。この結果使用料は 5,732,400 円とされている。減免後の金額は次のとおりである。

敷地部分	20,126,400 円 × (100% - 75%) =	5,031,600 円
建物部分	1,401,600 円 × (100% - 50%) =	700,800 円
	減免後の金額	5,732,400 円

一方、会社における過去3年の球場部門に関する損益は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
営業収入	56,433	61,884	52,173
うち球場賃貸料	37,449	45,104	39,331
営業費用	5,279	6,796	2,224
球場事業利益	51,153	55,087	49,948
管理費中の許可使用料	5,732	5,732	5,732
差引	45,421	49,355	44,215

(出典：会社決算書)

会社は全体として平成16年3月末現在167,437千円の繰越損失があり、また、上記のように球場部門事業については相当の利益が生じているものの、管理許可使用料以外の管理費が98,576千円発生しており、この中には球場部門に関する費用も含まれている。さらに退職給付引当金を計上していないことから、確かにトータル的な利益はそれほど大きくないともいえる。このような状況から川崎市は減免等の措置により会社の経営健全化の支援を実施しているところである。しかし、管理費には年間56,465千円の給与(13,450千円の賞与を含む。)が含まれている。常勤は7名であることに鑑みた場合、1人あたりの給与は高水準である。また、経営健全化途上にもかかわらずかなりの金額の賞与も支給されていることになる。このような状況下において本当に川崎市としては減免措置が必要であるのか、まずはさらなる経営合理化策を求めるべきではないのかという疑念が生じるところである。したがって、減免に当たっては単に決算書上の利益数値のみによって判断するのではなく、その支出内容等まで勘案した上で減免を実施すべきか否かを判断することが必要である。

②川崎球場の管理許可使用料の算定根拠

川崎球場の利用者使用料金は(表1)のとおりである。これは、会社の収入となるものであるが、『都市公園法』第5条の規定により、川崎市との協議により決定しているものである。

(表1)川崎球場使用料金表(消費税込)

区 分		平 日	土・日・祝日
1 日	9:00-16:00	84,000円	126,000円
早 朝	6:00-8:00	15,750円	21,000円
午 前	9:00-12:00	36,750円	57,750円
午 後	12:30-16:00	47,250円	68,250円
30分増すごとに		5,250円	10,500円
		平 日	土・日・祝日
時間貸 (2時間)	9:00-11:00	25,200円	42,000円
	11:30-13:30		
	14:00-16:00		

夜 間 （平日・土・日・祝祭日とも）		
時間帯	17：00-22：00 1時間につき	15,750円
照明設備	1基 1時間 （3基使用可）	10,500円
	1基 10分	1,785円

諸施設使用料

(1) スコアボード	点数・カウント表示 (1試合)	5,250円
(2) 放送施設	ワイヤレス 1時間	1,575円
(3) ロッカー	1室 20名用	4,200円
	1室 5名用	1,050円
(4) シャワールーム		10,500円
(5) 会議室		10,500円
(6) ゲージ、防球ネット他1式		3,150円

(出典：会社ホームページ)

これに対し他の市営球場10球場の使用料については、『川崎市都市公園条例』第8条において定める範囲内で規則に定める使用料を徴収することとされている。具体的には野球場については1回(2時間以内)2,500円とされており、『同施行規則』においては川崎市内の10球場について使用料が1,500円から2,500円の範囲で定められている。また、近隣の東京都大田区の大田スタジアムでは2時間換算で平日6,000円(区外チームは12,000円)、休日10,000円(同20,000円)とされている。川崎球場は上記の料金表のとおり平日の安い時間においても2時間換算で24,000円となる。生い立ちがプロ野球でも使用した本格的野球場であることやアメリカンフットボールの利用も多く元々利用形態が若干異なるものであるが、市内や近隣都市の野球場と比較しても高水準であり、市民が気軽に野球等を楽しめるような何らかのしくみをつくる検討が必要である。

さらに、平成15年度における川崎球場の利用実績は(表2)のとおりである。

(表2) 川崎球場の利用実績

(単位：日)

	昼間利用	夜間利用	合計
アメリカンフットボール	24	—	24
アメフト練習	12	69	81
ジュニアサッカースクール	3	80	83
ウイークデイナイター野球	—	29	29
一般野球	49	3	52
少年野球練習	5	—	5
フリーマーケット	8	—	8
川崎市行事	14	2	16
その他催事等	14	2	16
合 計	129	185	314

(出典：会社資料)

※単位の日とは1時間でも利用があれば1日と換算したものである。

時間単位での利用実績を集計していないため正確な利用実態は不明であるが、上記だけで見た場合利用率は概ね50%程度と考えられる。これは利用料金の高さ

にも一因があるものと推定される。他と比較し相対的に高額の利用料を設定している企業に対し、一方で『同条例』に定める低額での管理許可を認めることは経済的合理性の観点からは不合理と言わざるを得ない。上記の球場使用料から算出される収益性に見合った管理許可使用料を徴収することが必要である。

2. 川崎球場に隣接する駐車場の運營業務

(1) 概要

川崎球場には、富士見公園川崎球場内駐車場と富士見公園川崎球場前駐車場という二つの駐車場が隣接している。川崎市は、会社から使用料（平成15年度は合計8,355千円）を徴収し、駐車場の管理及び設置を許可している。

両駐車場を運営する会社の駐車場会計の損益の推移は以下のとおりであり、例年大幅な黒字となっている。

(単位：千円)

科目	主な内容	平成13年度	平成14年度	平成15年度
営業収益	駐車場料金	59,081	83,610	92,750
営業費用	使用料、賃金	10,223	11,721	13,125
営業利益		48,858	71,889	79,625

(出典：会社決算書)

(2) 監査手続

管理及び設置許可書、駐車場運営管理委託契約書その他の書類を閲覧して内容を検討し、また、許可手数料及び使用料が、『都市公園法』、『川崎市都市公園条例』及び『同施行規則』に準拠して徴収されているかどうか確認した。

(3) 監査結果

① 両駐車場の管理許可

川崎球場は、駐車場を含めて都市公園の公園施設に該当し、その管理は『都市公園法』の規定に従って行わなければならない。両駐車場は公園管理者自らが設置・管理することが不適當又は困難であるとの判断に立ち、川崎市は、『同法』第5条の規定に基づき、会社に管理許可をしている。

しかし、管理許可を受けた会社は、両駐車場の実際の管理運営については民間の駐車場管理会社に委託しており、基本的に無人の機械管理としている。また、設備機器の保守点検及び修理、集金業務、清掃業務、使用量の集計及び消耗品の補充等日常のメンテナンス、故障等の緊急対応についても委託している。

管理許可による両駐車場の運営は、都市公園の利用者の利便に供し、かつ違法駐車等の減少等の効果を有するといった公共性があり、また、球場内駐車場については会社が多額の設備投資をして整備したという経緯もある。しかし、その管理運営をほぼ全面的に民間の駐車場管理会社に委託しているとすれば、許可の実態として不適當である。川崎市は、許可の相手方と直接実際に管理している業者の業務分担や経費負担等を調査し、管理許可のあり方について検討する必要がある。

また、駐車場収入に占める川崎市への管理許可使用料の納入額は約9%（平成15年度）であり、協会のそれと比しても、管理許可使用料の割合が低く、会社では大幅な黒字となっている。駐車場収入は公園の利用状況や天候等により変動する要素もあるが、収益の実態にあわせて管理許可使用料の適用単価を柔軟に対応できるよう改善が必要である。

②使用料の算定方法

『川崎市都市公園条例』第12条による管理許可使用料または設置許可使用料の規定は前述したとおりである。

現在、川崎球場内駐車場については、設置許可に関する使用料の一部を日数により按分計算している。これは、両駐車場の一部の区域について、隣接する川崎競輪の開催等で駐車場の利用が見込める日だけの使用料となっているものである。

しかし、実態は、通年で利用ができる状態になっていることから、按分する必要性はなく、また、駐車場運営は大幅な黒字となっているものであり、川崎球場内駐車場の設置許可使用料の算定方法について、早急に改善する必要がある。



3. 川崎市本庁舎等の駐車場の運營業務

(1) 概要

川崎市本庁舎、第三庁舎、中原区役所の駐車場は、開庁日と閉庁日に分けて駐車場事業を行っており、開庁日には来庁者に無料で開放し、閉庁日には一般市民に有料で提供している。なお、開庁日と閉庁日の業務内容には料金を徴収するかどうか以外の相違はない。

開庁日の駐車場管理は、川崎市が会社に整理に係る人員数等を指定して業務委託することにより行わせている。これらの駐車場管理を含む会社の受託事業売上高は39,883千円である。一方、駐車場運営に係る主要な経費である人件費は18,783千円に過ぎない。その結果、会社の駐車場運営受託事業は、その他の経費を差し引いても18,711千円の営業利益をあげ、大幅な黒字となっている。

また、閉庁日は行政財産である川崎市の施設について同社が使用許可を得て営業する形式である。閉庁日の業務に限ってみると利益はほとんどあがらないとの理由から、使用料は徴収していない。

しかし、開庁日と閉庁日の駐車場管理業務を総合して考えると、会社は川崎市から多額の利益を得ているとも言える状況にある。

(2) 監査手続

開庁日の契約形態について検討するため、駐車場管理委託契約書、契約の締結に係る回議書、予定価格書、見積書等を閲覧した。

また、行政財産使用許可書等の書類を閲覧して内容を検討し、必要に応じて会社の担当者及び川崎市環境局の担当者に質問した。

さらに、使用料が『使用料の算定基準』（昭和51年2月17日付50川総管財第790号市長決裁、最近改正平成14年11月28日川財管第527号）に準拠して算定されていることを確認した。

(3) 監査結果

①開庁日の駐車場管理業務

開庁日の駐車場管理業務委託契約は随意契約である。しかし、各駐車場はありふれた駐車場であって、開庁日、閉庁日を問わず整理業務には特殊技能等は必要なく、会社を実施させる必然性はないため、随意契約とする根拠が薄弱である。

回議書によれば、閉庁日の業務を会社に許可していることから、開庁日の業務も一体として行うことが望ましいために随意契約とすることとされている。しかし、閉庁日の業務を実施していなければ開庁日の業務ができないほどのことはなく、このような理由をもって随意契約によることは不適當である。

また、平成15年度の開庁日の駐車場事業の予定価格と契約金額の比（落札率）は本庁舎及び第三庁舎について99.9%、中原区役所について100%と高いが、契約方法を見直し、入札や見積合わせを行えば競争原理が働き、経費が削減できる可能性がある。

したがって、川崎市は競争入札に変更する、見積合わせを行うなど、契約方法を見直すべきである。

②閉庁日の駐車場運營業務

平成14年の閉庁日の各駐車場の収支及びそれに基づいて決定された平成15年度の使用料は下記のとおりである。

(単位：千円)

箇所	総収益	必要経費	純収益	使用料
本庁舎	1,450	2,019	△568	—
第三庁舎	2,280	2,390	△109	—
中原区役所	9,925	9,505	420	210

閉庁日の駐車場運営は、会社が行政財産使用許可を得て行っている。しかし、営利企業である会社が赤字の当該業務を行うことは自らに損失を与える行為であって不合理であるから、川崎市は使用を許可しないようにすることが合理的である。

確かに川崎市にとっては、閉庁日の駐車場運営には路上駐車減少という政策目的があり、赤字でも実施する理由があるともいえる。しかし、いかに自ら申請してきたものといえども、政策の実施を一民間企業である会社の費用負担において行わせることは行政としての公平性を欠くものであり、川崎市が負担して委託契約等によって実施するように変更すべきである。

なお前述のとおり、閉庁日の業務を開庁日の業務に係る随意契約の理由にすることは不適當である。川崎市及び会社はこの点を理解したうえで閉庁日の業務のあり方を検討する必要がある。

以上

IV. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

